

午前10時30分開会

○はやお委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

お手元に本日の日程をお配りしております。議案審査12件、報告事項4件、その他、このように進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、1の議案審査から始めさせていただきます。

まず、（1）議案第6号、千代田区職員等公益通報条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○古田総務課長 それでは、議案第6号、千代田区職員等公益通報条例の一部を改正する条例につきまして、政策経営部資料1に基づきましてご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法が施行されたことに伴いまして、本区の行政監察員の資格に関する規定を整備するものでございます。

資格要件のうち、行政監察員になることができない者に係る規定から、「成年被後見人又は被保佐人」を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑、質問を受けたいと思います。委員のほうからございますでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、質疑、質問を終了させていただきます。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者は全員です。

議案第6号、千代田区職員等公益通報条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 はい。小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員。賛成全員です。よって、議案第6号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号、千代田区監査委員条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○河合監査委員事務局長 それでは、議案第7号、千代田区監査委員の条例の一部を改正する条例につきまして、監査委員事務局資料1に基づきましてご説明させていただきます。

初めに、1の改正の理由ですが、平成29年の地方自治法の一部改正に伴いまして、監査委員の権限強化等といたしまして、監査の結果に関する勧告制度などが設けられました

ことに伴いまして、勧告及び措置の内容等を速やかに公表する旨を定める規定を整備するものでございます。あわせまして、所要の規定整備を行います。

2の主な改正内容でございますが、おめくりいただきまして、次のペーパーの新旧対照表もあわせまして、ごらんいただければと思います。

地方自治法改正によりまして、定期監査などの結果におきまして、勧告制度が設けられ、勧告の結果に関する報告のうち、必要な措置を講じる必要があると認める事項について、勧告ができるようになりまして、その内容を公表しなければならないとされ、また、勧告を受けた者は、必要な措置を講じるとともに、その内容を監査委員に通知しなければならないとなり、この場合に、監査委員はその内容を公表しなければならないとされました。このことに伴いまして、監査委員が勧告したとき、及び勧告を受けた者から措置を講じた旨の通知を受けたとき、その内容を速やかに公表することを規定するものでございます。

今回の監査委員条例の一部改正につきましては、監査や検査の結果に伴う行為につきまして、規定を整備するほか、所要の規定整備を行うものでございます。

4の施行期日でございますけども、令和2年4月1日とするものです。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員のほうから質疑、質問を受けたいと思います。

○林委員 語句の説明をお願いしたいんですが、「勧告」の定義と「必要な措置」の定義で、「速やかな」というのも、3点あわせて、ご説明ください。

○河合監査委員事務局長 まず、「勧告」の定義ですけど、「勧告」といいますのは、法的な拘束力はありませんけども、この事実を尊重しなければならないということでございます。それと何だっけ。2番目が、「措置」ですか。

○林委員 うん。「措置」と「速やか」。

○河合監査委員事務局長 「措置」と「速やか」。「速やかに」というのは、すぐという意味合いでございます。ですから、遅滞なくというよりは、もっと早くということでございます。あと、「措置」につきましては、必要な手続といいますか、そういうことをやると。そういう形で、そういうような意味合いでございます。

○林委員 それでは、「勧告」の定義のところもいまいまいちわからないんで、法的なというのがどういうものがあって、今回、新たに勧告という一つの法律の枠組みができるわけで、その違いについて。で、「必要な措置」というのは、どういう改善をどのレベルまで達したときに改善になる、措置になるのかという。「速やか」というのは、それは急ぐのは読めばわかりますけれども、行政用語ですから、大体、次の監査委員の会合とか、あるいは、何カ月以内とか、1年以内とか、5年以内とか、10年以内とか、どこか出てくるわけですよ、速やかというのの位置づけというの。それを条例改正提案されるんですから、どういうふうに読み込んで、提案されてきたのかというのを教えてください。

○河合監査委員事務局長 まず、「勧告」でございますけども、一般の勧告はということかといいますと、法的拘束力とか、強制力は有するものではないんですけども、それを勧告を受けた者は、尊重しなければならないという義務を課されるということが、まず勧告の意味合いでございます。

じゃあ、「措置」ということは、どの段階でというのはあるんですけども、受けた者が

何かそれに対して、じゃあ、こうしますよということが監査委員のほうに、勧告されたやつを受けて、こういうことをしますということを勧告された側が検討した内容を監査委員のほうに報告するというところでございます。

「速やかに」というのは、これは調べるって、法的に何日とか、そういうことはないんですけども、ですから、それが1週間や10日とか、そういうことで規定は特段ないんですけども、事務手続上、日数を置かずにとという意味合いで、速やかにという形で表現させていただいております。

○林委員 まあ、やっても堂々めぐりになってしまうんで、じゃあ、個別具体的な案件で言いますよ。和紙アートは除いて、違法状態と言われた案件でもいいですし、あるいは、為書きの案件でもいいですけども、具体的に事案が発生しましたと。違法状態が補正予算を通っていないのに、契約変更してしまったという状態があって、違法状態となってしまったものは、これは勧告するとどうなるのか。あるいは、為書きのように、首長が区の備品を窃盗した。勝手に使っちゃった。これを注意する場合には、勧告とって、勧告した場合には、どういう速やかな措置、区長に提出するんで、必要な措置を講じて速やかな手続になるのか。具体例をもって、お答えしていただけますか。抽象論でいっても、何を言われているのかよくわからないんで。

○河合監査委員事務局長 1点目のほうで、契約の話が絡んできているというんで、勧告につきましては、適切な時期ということでありまして、予算絡みとか、契約絡みであれば、その議会までというか、その前に勧告して、それまでに速やかにということであると、そのタイミングで一番早い段階でやってくださいという形になろうかと思えます。

為書きにつきましては、監査を受けているわけではないので、この勧告というのは、監査の対象しかありませんので、それをちょっと、林委員のほうはそれが出てきた場合という形になろうかと思えますけども、それは、出てきた段階で監査委員の先生方と協議して、どういう形で勧告するかというんですけど、それは早目に委員監査を開催して、それで答えを出して、相手方に勧告するという形になろうかと思えます。

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○はやお委員長 はい。それでは、再開いたします。

監査事務局長。

○河合監査委員事務局長 今、先ほどの件で、契約の関係であるところで、住民監査請求でいいますと、60日以内に監査を終了するという形ですから、その間までには勧告するのであれば、勧告するという。60日だから約2カ月ですね。その間には出ていくという形になろうかと思えます。

○林委員 いいですか。

○はやお委員長 はい。林委員。

○林委員 「速やかに」というのは、何となくイメージとして、今でもある60日というのが一つの基準になる。それ以上短いというのもなかなか難しいでしょうし、長いというのもなかなかあり得ないわけですよ、年度決算ですから。

で、「速やかに」は、わかりましたと。「勧告」については、これは多分、国会でも相

当な定義についてのいろいろやりとりが出てきているかと思うんですけど、どういうイメージで。検査をしますわね、監査の。うん。で、さて、と。じゃあ、勧告しましょうという段階に入るときの手順手続とか、どういう形で、これは勧告だよねと。これは今までと違って、意見として表明しましょうねという、幾つか分けた形になっていくと。権限が一つふえるわけですから、そこの領域設定のわけをどういうふうに捉えられているのかというのは、多分、国会でも相当な議論があったんだと思うんですよ。それを返していただければ、法令改正による条例改正ですから、そこをしっかりと言わないと、なかなか、そうですかと、勧告ですかと言われても、よくわからないんで。しっかりとできますかというのと、そうだよ、そこ。うん。

○河合監査委員事務局長 勧告につきましては、今までのですと、どちらかというと、報告で上げてあるやつは、こういうところを気をつけてやってくださいねという話ですけど、勧告するということにつきましては、不当性、違法性を明らかに認めたものに勧告するという形になりますから、そこで仕分けが一つ、今後できるという形になろうかと思えます。

○林委員 そうすると、新旧対照表の第3条の2にある報告、意見、勧告と、これが重みを増していく。違法状態のものが多く出てくる。そういう位置づけでよろしいんですかね。

というのは、何かというと、首長がおられると。勝手気ままな公私混同をやってしまったんで、3月は減給になると。なった。した。こういうことが起こらないように、監査委員のしっかりとした視点で、識見のある目でしっかりやってくださいよという緊張感を持たせなくちゃいけないわけですよ。勝手気ままに自分の思いどおりの人事をやったり、思いどおりのものを買ったり、そういったことをやってしまうといけないから、議会があって、緊張感を持たせるために。もう一つは、監査委員のほうで、しっかりとした識見のもとにチェックをしていくと。この重みについて、どういう重みなのかって、なかなかわかりづらい。勧告が違法性だとしたら、意見というのは不適切、よくそちらで使う。不適切な使用だったとか、そういうレベル感なんですかね、報告とか。

○河合監査委員事務局長 適切でないというレベルからいいますと、どちらかというと、不当のほうに当たるのかなと思います。違法というのは、法に抵触するようなことをやっている。法とか条例にという形になりまして、その前段でいくと、望ましいとか、そういうところが今までの意見といいますか。あと、これはもう少し、さらにこれが悪化すると、不当になっちゃうねという、そういうレベル感かなというふうには受けとめております。

○林委員 何かわかったような、わからないような感じなんですけど。要は、これまでの報告ですとか、意見書にあったのよりも、かなり強い権限を勧告という新たな法律で領域設定できたので、ここでやっていけると。これまで悪いことをしていても、意見レベル、首長がですよ。今の石川区長がというのではなくて、今後、未来続く区長にも、悪いことをしそうな段階を、いや、これ、勧告というのがあるから、ちょっと考えよう。お気に入りの取り巻きだけで考えるのをやめようと、職員の人たちの。そうじゃなくて、もっと第三者の監査委員の目もある、議会の目もあるから、考えよう。一旦、立ちどまるような強い位置づけで、この勧告というのがふえたという受けとめでよろしいのかどうか、お答えください。

○河合監査委員事務局長 今、林委員のご指摘、ご質問にあったとおり、これまでは、監

査の結果で報告を出します、意見がありますという形で、それを受けとめたほうが結果を参考にしたり、それを受けて、何か措置をしましょうという形で、これは報告を受けたほうが、その後、何かするかしないかというのが、相手側のほうにある意味、ボールがあるということでございますけども。今度の充実強化という話になりますと、勧告すべきだという形で、監査委員の人から合意がとれば、勧告したら、必ず何か措置をして、それを監査委員に返さなくちゃいけないということになりますから、そういう面で、重みがすごく増すという形と、説明責任が出てくるというような形に変わるということでございます。○林委員 じゃあ、最後。

そうしますと、今までより強い権限で勧告というのがあると。首長がかなり——まあ、首長だけじゃないですけどね。行政の携わる方が危ない行為をしたときには、勧告されるかもしれないから、立ちどまる。そういったのが多分、趣旨の目標だと思うんですね、健全な行政運営。

で、次が公表なんですよ。悪いことしましたと。公表をすると、するものとすると。この公表というのは、どういう位置づけになるんですか。例えば、本会議場で、わかりやすいのが、監査委員の方からこんな勧告を受けましたと。間違っていましたと。本会議場で報告、公表するというやり方もあるでしょうし。区役所の前にある掲示板に、これは改善しましたと。よくある公布と一緒に、誰が見ているかわからないけど、とりあえず公布しましたというやり方もあるでしょうし。この辺というのは、自治体の裁量に委ねられているんですか。それとも、一律、公表というのは、どこかにさらっと文面を出せばいいことになっているんですか。

○河合監査委員事務局長 基本で考えていますのは、千代田の公告式の例ということですから、門前掲示という形で考えてございます。ちょっとほかの自治体がどうしているかというのは、まだ、今、手元でちょっと把握はしていないんですけども、ほかの自治体でも門前掲示という形が多いかとは思いますが。それ以外やっているかどうかは、ちょっと今、把握はしておりませんけど。

○林委員 聞き方が、申しわけない。通常であれば、余り公私混同しないような首長であれば、それでもいいのかなと思うんですけど、実際やってしまったわけですよ。やっている。今、執行猶予中です、3月は、いわゆる。で、そういったときに、自治体の裁量で勧告を受けた者を本会議で公表するような形というのは、とれるんですか、とれないんですか、事案によって。わからないか。わからないんだったら、ちょっとわからないで、今後、研究になるのかどうか。そんな……

○はやお委員長 はい。休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時50分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

○河合監査委員事務局長 今、林委員からのご質問で、公表につきましては、現在の改正案では、これまでどおり、公告式の例によるという形でございまして、法律では、公表することしかうたっておりませんので、今後、監査委員の皆様と、いろいろこのあたりの、私どものほうで情報収集しながら、監査委員の皆さんにお諮りして、議論して、どうい

形ができるかできないかを含めまして、取り組んでいきたいと思います。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

○木村委員 このときの自治法改正の議論の中で、いわゆる監査基準、監査委員が監査する際の監査基準に従うという法改正がなされた。これは、直接、条例には関係ないんで、その監査基準については触れていないんだと思うんだけど、これはどういう視点で監査するのかということでもあるので、その辺、現状、どうなっているのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○河合監査委員事務局長 監査基準につきましては、今、木村委員がおっしゃったように、今回の条例改正は直接ではないんですけども、現在、3月末までにまとめるごとく取り組んでおりまして、基本的には国のほうから監査基準の指針というのが示されておりまして、千代田区の中では、委員監査の中で議論いたしまして、それを国の指針に基づいてつくりましょうという形で、今、作業している最中でありまして、国の指針と、今、途中までできている中でいきますと、おおむね大体、国の基準と変わらないような形でまとめるのかなという状況でございます。

あと、国のほうは、立法指針を出しておりますので、実務的なことをいいますと、基準がありながらも、あとは、年度ごとに監査計画をつくりますから、そちらに一部書いたほうがいいものもありますんで、そのあたりのところを少し仕分けしながらまとめているという状況でございます。

○木村委員 その辺が結構議論になったというふうに、総務省が監査基準の指針を、国が指針を示して、それに従ってということ、本当に地方分権に照らしてどうなのかと。で、国が示した指針なので、もちろんそれも参考にということでは必要なことだと思うんだけど、もちろん監査委員が議論してつくっていくものですから、こうしろ、ああしろと指図するつもりないけれども、ただ、国の指針を踏まえながらも、今、林委員も言われたように、千代田区ならではの問題も、これはありますので、その辺は、現状を踏まえた監査基準というのをしっかり今年度末に、今年度中につくれるように努力していただきたいというふうに思うんです。これは、条例と関係ないんで、余り時間をかけて言うつもりはないんで。ちょっとその辺の立ち位置だけ確認させてください。

○河合監査委員事務局長 ちょっとお話しさせていただきますと、そもそも基準的なものを持っていない自治体があったり、そのときそのときの監査委員の裁量的にやっているところもあったということで、国のほうでは、そういうことではなくて、地方公共団体に共通する規範として、統一的な監査基準を設けたらどうかということで、今回、明確に位置づけられたということが、まず一つございます。

そういう中で、だからといって、国の指針どおりつくれとまでは、国ももちろん言っていないんですけども、もともと基準を何にも持っていないところからすると、どうしたらいいかというのがわからないということもあったんで、お示した点も、一つ、国から指針という言い方が出たのかなと思います。

そういう中で、うちの、今、全く同じく、国どおりつくる自治体も場合によってはあるかと思いますが、少し千代田区の事情という形とか検討の中で、今、監査委員の皆様とも議論して、まとめているということですから、そういう面で行きますと、立ち位置的

には、国はあるから、そのまま持ってきたよというよりは、議論した中でまとめているということですが、ただ、一番初めのスタートのベースのときには、国の指針からスタートして、まとめてやっているという状況でございますので、そのあたり、あと一月弱でございますけど、その中でまとめていきたいなという形で考えてございます。

○はやお委員長 はい。

ほかでございますでしょうか。

○小枝委員 質疑を聞きながらなんですけれども、近年の一般論ではなくて、違法または不当なということで、監査委員のほうで出された、平成、あれは31年ですかね、1月28日の、契約についてありましたけれども。この法律が変わることによって、やり方の、公表のやり方については、まだ監査委員の皆さんと協議するという答弁は承りましたが、どんな変化が基本的にこれから先、こういうことが起きたときにはどうなるというのを、ちょっとケーススタディーに事例がない、為書きをやっていない話よりも、実際出て、住民が素朴に出してきた内容で、今後も予測される事例でもあるので、ぜひ、その辺はどんな展開になるのかを教えてください。

○河合監査委員事務局長 これまで法改正前は、住民監査請求につきましては、勧告するか、棄却するかという形で、監査委員が答えを出していたということで、勧告が全くなかったわけではありません、住民監査請求につきましては。その他につきましては、勧告制度というのがありませんでしたので、今回は幅広く比較的、例えば、財務監査とか行政監査とか、そういうものにも勧告できるようになったということで、それは住民からの監査請求だけじゃなくて、監査委員のほうで調査した、監査した内容につきましても、監査できるということで、充実強化という法律になってございます。でも、そこまで監査制度の勧告が広がっていくという形になりますと、勧告について、相手方の受けとめ方が重くなったということと、やったことに対する説明責任が出てくるというようなところが、法改正で変わってくるのかなと思います。

○小枝委員 私は、その具体事例で聞きましたので、どういう改善措置がなされたかというのは、従来の条例改正前の制度の中では、相手方、相手方というんですけれども、平成31年1月28日の勧告については、区長に対するものでしたので、区長がどう改善措置を図ろうとしているのかということの説明責任が発生をする、と。それに基づいて、改善しましたとか、そういうことがちゃんと報告されなければならないということなんですかね。

○河合監査委員事務局長 基本的には、監査制度の充実ということですから、充実強化ということでございますので、監査に関する全体的な、去年の件につきましても、今回の法改正では、直接は住民監査請求の改正はないんですけども、全体として、強化充実ということですけど、勧告書は請求人に、今、小枝委員がおっしゃったように、通知して公表しますよという形は、これまでもやってきましたという形でございますし。そういう面で、それを受けたということになりますと、区長としても、それは受けとめて、速やかに、あれでいうと、適法性といいますか、議決をもらっていなかったという、必要だったというようなこともありますので、それは速やかに、あれでいうと、定例会という形になりますと、そこまでに早くやって解消しなさいよということは、区長で受けとめて、速やかにやるというような形になろうかと思っておりますので、それは、今後、いろいろと充実強化という

ことで、さまざまな監査について、それが広がっていくのかなというふうには思っております。

○小枝委員 わかりました。

ということは、いいことだと思いますけれども、これから相談しながら決めていく公表のやり方についても、このような改善方法を考えている、あるいは、このような改善をいたしましたということを、ホームページ上にこういった監査委員からの指摘を受けてやりますということになるわけですね。過去については、私がちゃんと検索していないせいかもしれないんですけど、監査委員さんのこういう指摘があったというようなものは、ホームページに載っていませんよね。そういうことは、別に法的に載せるなということではないんだから、やっぱり載せていくべきだし、それを受けて、改善をいたしましたというようなことを載せていくべきだし、公開性、透明性はしっかりと、これまでも担保していきなさいいけないし、これからはもっとより法に基づいてやっていくという、そういう受けとめでよろしいですか。

○河合監査委員事務局長 ちょっとホームページまで載せているかどうか、確認しないとあれなんですけども、今後の公表の仕方、ホームページを含めてどうするかという形につきましては、監査委員の皆様と今後、透明性を高めるために、どういう形で公表していくかという形と、法的に裁量権が事実上どこまでできるかということもありますので、そのあたり、今後、議論しながら、公表の方法も検討してまいりたいと思います。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、質疑、質問を終了させていただきます。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、省略させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第7号、千代田区監査委員条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員。賛成全員です。よって、議案第7号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○大谷人事課長 議案第9号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、政策経営部資料2に基づき、ご説明をいたします。

1、改正趣旨でございます。児童福祉法が改正され、特別区において児童相談所が設置できるようになったことに伴い、今後、区職員が児童相談所で従事することが見込まれる一時保護、家庭訪問などの業務には勤務の特殊性があると認められることから、当該業務



に係る特殊勤務手当の支給対象業務を追加いたします。また、業務実態のなくなったものに係る特殊勤務手当を廃止いたします。

まず、福祉現業手当の見直しでございます。こちらは、名称の変更を、まず行います。社会福祉法に規定する福祉事務所で現業を行う職員を対象としていた手当に児童相談所で勤務する職員に係る業務を追加したため、この福祉現業手当という名称を福祉業務手当に変更いたします。

この福祉業務手当に支給対象業務の追加するものが二つございます。こちらは、（２）の表のほうをごらんください。一つは、一時保護業務です。こちらの支給形態は日額で、支給額は1,470円。支給対象職員は、児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる児童の一時保護を行う業務に従事したものです。これは一時保護所に勤務する職員に支給されます。もう一つは、児童相談所業務、こちらの支給形態も日額で、支給額は490円。支給対象職員は、児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法第12条第2項に規定する業務を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したものです。こちらは、児童福祉司や児童心理司が虐待や要保護児童等の支援を行った場合に支給するというものでございます。

（３）福祉現業手当から削除するものです。福祉事務所に勤務する職員が、介護業務を行うため常時介護をする心身障害者等を擁する家庭を訪問したときに支給していたものを削除いたします。こちらは業務実態がなくなったものでございます。

続きまして、三つ目、特殊勤務手当の種類から廃止する手当でございます。こちら、放射線業務従事手当です。こちらも業務実態がなくなったものでございます。

新旧対照表は別紙のとおりでございます。

こちらの施行期日は、令和2年4月1日でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑、質問を受けさせていただきます。委員のほうからございますでしょうか。

○木村委員 この支給額というのは、この支給額1,470円と490円のこの根拠なんですけれども、これは東京都のものをそのまま横引きとして使ったものなのか。ちょっとその辺だけ教えてください。

○大谷人事課長 まず、一時保護業務の場合なんです、東京都の一時保護所の勤務の場合は、給料の調整額として支給されている金額と、あと、夜間勤務した、交代制の勤務をしたというときの特別勤務手当というものがございまして、それを割り返して、日額にして換算したものでございます。

○木村委員 ふーん。じゃあ、これは大体、ほかの区もそうなの。大体、ほかの区も同じような金額になるんでしょうかね。

○大谷人事課長 はい。児童相談所設置が見込まれる22区で同等の支給の方法だというふうに聞いております。

あと、すみません。もう一つ、490円のほうの支給の考え方を説明していませんでしたので、ご説明いたします。

そちらにつきましては、こういったほかの類似手当等の特殊性を考慮した額というところ

ろで、大体、こういった業務に対しては、400円から500円ぐらいの支給実態があるというところで、この金額となつてございます。こちらも22区——ごめんなさい。世田谷区だけは、この手当を支給しませんので、それ以外の区は同様だというふうに伺っております。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○米田副委員長 ちょっと確認なんですけど、これは千代田区でもそういったことが出てくると思うんですけど、他区にそういうことを勉強しに行った場合、この場合もそういう手当がつくわけですか、研修とか。

○大谷人事課長 今回、この手当を条例改正するに当たって、本区ではまだ児童相談所の設置が見込まれてございませんが、東京都などの児童相談所に研修派遣した職員に対しても支給するというところで、このタイミングでの条例改正をさせていただきたいと存じます。

○はやお委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、それでは、質疑はございませんので、討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、省略させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員。

議案第9号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員。賛成全員です。これにより、議案第9号——あ、ごめんなさい。これによりまして、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○中田財政課長 それでは、議案第10号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例につきまして、政策経営部資料3に基づきましてご説明をいたします。

こちらは、建築物のエネルギーに関する法令改正に伴いまして、本区の手数料条例の一部を改正するというものでございます。

まず、1の改正理由になります。これまでさまざまに地球温暖化の対策というものが進められておりますけれども、近年、家庭ですとか、業務のエネルギー消費の割合というのがふえておりまして、住宅ですとか建物の省エネ対策の強化というのが求められております。このため、住宅や建築物の規模や用途、特殊性などに応じました実効性の高い対策を講じるため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等が改正されました。

改正の内容ですが、資料にございますように、（１）戸建住宅及び共同住宅の省エネ性能評価の方法が簡素化されております。それから、（２）建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の対象の拡大。この二つの変更がございました。この改正に伴いまして、区の手数料条例の一部を改正する必要というのが生じてまいりました。

続きまして、二つ目の改正の内容になります。

一つ目の戸建住宅と、それから共同住宅の関係になります。まず、戸建ての住宅ですけれども、これまで外皮、具体的には外壁ですとか、屋根、窓などによりますが、それらの面積ですとか、その素材ごとの熱伝導、冷房、暖房、給湯の性能など、細かな状況の一つずつ把握して、計算をしております。このため、申請者側の負担というのが大きかったというところがありますので、そこを軽減しまして、制度の利用を促進するためということで、これまでの方法に加えまして、一定の数値を計数化することで、設備の種類などの情報のみで計算できる簡易な方法というのが追加されました。この新しい方法によりますと、区の審査に要する時間というのが短縮されるということになりますので、これまでよりも低い額の手数料というものの設定が必要になってまいります。このために新しい手数料を設定するというものでございます。

なお、この手数料の設定に当たってですが、国のほうから審査の時間にどのくらい時間を短縮できるのかというような考え方が示されておりまして、それに基づきまして、１ページの下でお示したような新たな手数料の設定をしたいと考えております。

続きまして、２ページになります。こちらは共同住宅になります。共同住宅に関しましては、これまで一つ一つの住戸ごとに積み上げる方法というのがとられておりました。このため、やはり申請者側の負担というのが重かったというところがありますので、その負担を軽減し、制度の利用促進を図るためということで、棟単位ですとか、フロア単位など、これよりも大きなくくりでまとめて情報を入力する計算という方法が新たに導入されることになりました。あわせて共用の部分については、ほとんどのものが基準を満たしているということから、省力化できるようにということで、改正がなされました。

先ほどの住宅と同様になりますけれども、新しい計算方法が追加されたということになりますので、区の審査時間というのも短縮されるということになります。そのため、新しい区の手数料を設定するというので考えております。

なお、こちら先ほどと同様に、設定に当たっては、国の考え方が示されておりますので、それに基づきまして、２ページ、中段以降に書かせていただきました新しい手数料を設定したいと考えております。

続きまして、３ページになります。建築物エネルギーの消費性能向上計画認定の対象拡大についてでございます。

代表的なものとして、コジェネレーションシステムという、建物の中で自家発電を行いながら、発電時に生じた廃熱をビルの給湯ですとか、冷暖房に活用するようなシステムが挙げられます。このような高効率の省エネ設備の設置スペースに関する法改正がございました。具体的な図をごらんいただきますと、これまでA棟がA棟のために省エネ性能向上のための設備を設置している場合は、A棟のための機器のスペースの容積率特例の対象ということになってございましたが、A棟の中にB棟、C棟のものがあったとしても、それは容積率の特例の対象というふうにはならなかったというものでございます。それが、今回の改

正に伴いまして、複数建物の連携によりまして、新しくさらなる高効率の省エネ化の一層の誘致促進を図るということで、A棟がB棟、C棟のために省エネの設備を有する場合は、B棟、C棟の設備スペースの分の容積率特例を受けるということができるようになりまし。これに伴いまして、区の手数料について、建物の区分ごとに合算するなどの考え方が追加されることになりましたので、変更するものでございます。

今回、大きく2点の改正をご説明しておりますが、全国の関係自治体でも同様の条例改正が必要になっております。東京都ですとか、他区でも同様の手続を行うということで、準備をしているということで、お話を聞いてございます。

最後に、4ページをごらんいただきたいと思います。施行予定日ですね。こちらは、公布の日からということと考えてございます。

そのほか、新旧対照表をおつけしております。ごらんいただければと思います。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員のほうからの質疑、質問を受けます。

○小枝委員 3ページのほうですね。2点目のコジェネレーションを使った場合に、今まではA棟だけの容積緩和だったが、B棟、C棟も含んでいけば、それらも緩和しますよって、これなんです、国の法律が変わって、すとおりとおてくると、もう何か問いかけるのもむなしなことになってしまうんですが、千代田区の場合は、こういった適用事例が結構あると思うので、結局、温暖化とかCO<sub>2</sub>削減と言いながら、コジェネレーションで排ガスなり、その省エネされる効果よりも、床がふえる逆効果のほうが大きいのではないかという、具体的にそういう足元に落っことしてみたときにどうなのかという問いはやっぱり聞きたいんですね。直近で、こういうA、B、C、複数棟を含む事例というのはありましたか。あるいは、どこかそういう、あれば教えてください。

○齊藤建築指導課長 委員ご質問の件でございますけれども、千代田区と東京都の関係というのが、まず、何度も説明して申しわけございませんけれども、1万平米以下と以上で区切るということになっております。実際、前回、以前お話ししたとは思いますが、これまで千代田区の認定実績というのはなかったということをご説明いたしました。実際、今後出る可能性があるかといえば、ないとは言い切れないというところでございます。ただ、こちらのほう、いわゆるA棟、B棟、C棟とございますけれども、これ、例えば、B棟、C棟に対するコジェネレーションというのは、どのくらいの大きさかというのもちよっといろいろ調べてみたんですけれども、おおよそ、おおよそですけれども、コジェネレーションというのは10万平米くらいとか数十万とかというのはありますけど、大きくなっても、そんなに大きさは変わらないもので、おおよそ数百平米程度の場所をとるといふふうな形で聞き及んでいるところでございます。

こちらのほうなんですけれども、省エネ化、先ほども財政課長が説明したように、地域エネルギーとしてのより高度な削減を国の政策として推し進めるために、進めているというところで、この容積緩和をやっている、国の制度としてやっているというところでございます。

メインの質問ですけれども、一般的に高さというところにかかわってくるんですけれども、今回、高さで容積率ということでご質問あったんですけど、高さは容積がそのまま

も、いわゆる建蔽率が絞られれば、高さというのは当然、高くなることにもなりますので、一概に、大規模建築でその面積が多少ふえたというところで、大きく影響するかどうかというところは、その計画の中で考えられてくるところではある。ただ、高さが高くならないということもあるとは思いますが。

一般的に大規模の開発事業であれば、一般的に都市計画等でほかの規制等でかけて、高さの制限等をかけていくということもございますので、そういうところで、さまざまな制度が出てきているというふうな考え方ではあります。

○小枝委員 これまでの実績の中では、民間開発ではないと。これからは、使うかもしれないけれども、それは、いわばプラントというんですかね。数百平米程度のプラント分の床載せだという、容積不算入だよということだから、さほどのまち並みへの影響なり、開発負荷というものは与えないだろうという説明というふうに受けとめればいいのかと。

まあ、やってみないとわからないところもあるとは思いますが、じゃあ、現段階では、例えば、大丸有であるとか、そういったところ、番町開発であるとか、何か具体的にもうこれをやりたいと、使いたいという事例は、行政としては持っていない、相談なりを受けているものはないか。

○齊藤建築指導課長 はい。現在、相談等を受けている事例はございません。

○小枝委員 これは、悩ましいところですけど、こういう場合、これは意見としてとどめますが、やっぱり数値ですね、それによって、省エネがどのくらいで、やっぱりちゃんと数字として、本当に省エネという目的でやっているのに、結局、床をふやすということになることの結果マイナスというのは、これからはもう避けていかなきゃいけないので、都度都度、質問していきたいと思いますが、今回のところは、理解はいたしました。はい。

○はやお委員長 はい。

桜井委員。

○桜井委員 今回の議案にあるような大規模な事例ということではないんですけども、関連して質問をしたいと思うんですけども、今回の評価方法の簡素化だとか、認定の対象が拡大されたというようなことが書いてございます。この省エネのことについては、かねてから千代田区は非常にビル化されておりますから、こういうような区のほうでもそれに対する補助金だとか、そういったような制度が出ておりますよね。

今回のような事例とは、ちょっと関連するので、お伺いしておきたいと思っているんですけども、千代田区の大部分の、何というんですか、建物というのは、せいぜい7階とか8階とか、その程度のもので、この省エネの申請をしようと思っても、実際、私も相談を何件か受けたことがありますけど、申請が非常に複雑で、それで、導入する機器も限られたものだとか、ここに書かれて、この件とは全く同一ということじゃないけども、全く簡素化なんていうのはとんでもない話。それと、対象の機器なんかについても拡大もされていないというのが実態だと私は思うんです。なもんですから、遅々として、そういうところについては進まない。もう業者さんがかわりに申請をするにしても、全くそこら辺のところがよくわからなくて、十分な申請につながっていないというのが、私が思うに、実態だと思っているんですけども。

今回のちょっと事案と異なるかもしれないけども、実際、どうなんでしょう。千代田区のビル化をされている中で、省エネに対しての進捗というか、住みぐあいというのは、ど

のように区として理解をされているのか、お伺いしたいんです。

○夏目環境政策課長 委員がおっしゃった制度が恐らく環境政策課でやっております既築ビルに対する省エネ改修助成の制度だと思いますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、省エネ改修助成につきましては、これは東京都の関連団体がやっています省エネ診断というのを受けていただいて、その省エネ診断の報告書というのが上がってくるんですが、その報告書に書いてある改善の提案に応じた改修をやっていただいて、さらに機種というのが限定的だというご指摘を受けましたけれども、ある程度、こういう環境性能の高い機種の中から選んでいきましょうということで、その機種の中から選択をしていただいて、それに対して助成をしていくという、そういうスキームになっております。

例えば、省エネ診断というのが申し込みをしますと、大体、今、1カ月以上、2カ月ぐらい待って、さらにそこから診断結果が出るまで1カ月ぐらいかかるということで、手続もさることながら、多少時間がかかるというところで、使い勝手の悪い制度というふうにご指摘を受けることはございますが、実は、千代田区が省エネ診断というのは都内で一番多い受診件数ということで、そういったこともありまして、非常に関心も高く、我々も頑張っただけでPRもしているところですが、ある程度、他団体よりは省エネ改修というのが進んでいるのではないかなと思っております。

ただし、委員ご指摘いただきましたとおり、なかなか手続が煩雑であるとかというご指摘は、ほかからも受けておるところはありますので、少しその点については、私どもで考えてみたいと思います。

○桜井委員 はい。いいです。関連で言ったから。

○はやお委員長 はい。ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○木村委員 一つ……

○はやお委員長 はい。木村委員。

○木村委員 先ほどの、ちょっと小枝委員とも関係するんですけども、容積率の特例によって、床面積がふえると。床面積がふえれば、当然、CO<sub>2</sub>の排出量がふえると。その辺の兼ね合いですよね。省エネとCO<sub>2</sub>の排出量のこの関係がどうなのか。特例でCO<sub>2</sub>の排出量がふえちゃったら、これは全く意味がないわけで。その辺の関係について、ちょっとご説明いただけますか。

○夏目環境政策課長 数字という意味では、特別区協議会が出している数字ではあるんですが——あ、ごめんなさい。細かい数字は今言えないんですけども。千代田区は、床面積自体はふえておりますが、床面積当たりのエネルギー消費量は減っています。ですので、そこを考えると、床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量も減っているということになります。

先ほどおっしゃられた、例えばコジェネレーションを新築の建物に入れると、そこは新築の建物としての環境性能は非常に高くなって、同じコジェネを入れない建物よりは、CO<sub>2</sub>を排出する量は少なくなります。それは、コジェネというのは、電気も発電しますが、熱も捨てないで、建物に熱を使っていくということですので、非常に環境に優しいシステムになります。

床がふえれば、CO<sub>2</sub>がふえるかということになると、そこだけに着目すると、確かに

そうではあるんですが、新築の建物にすれば、環境性能は確実に上がります。じゃあ、その際に、床がふえてしまうとどうなるかというところなんですけども、一つの見方としてご理解いただきたいんですけども、千代田区のようなところで、ビルを建てかえようとする、どうしても同じ規模で建てると、費用の問題とか経済性の問題とかで、なかなか更新が進まないというところがございます。一方で、例えば、床をふやすことを若干許容することで、建物の更新が進んで、CO<sub>2</sub>が結果として減っていくということもありますので、床がふえること自体がCO<sub>2</sub>をふやしているという面もありますけれども、もう一方の見方で、床がふえることで建物の機能更新が進んで、CO<sub>2</sub>、エネルギー使用量が減っているという面もあるというふうに考えております。

○木村委員 それは予算委員会です。

○はやお委員長 まあ、ちょっとこれは整理も手数料のところなんで、結局、質問者のほうのあれというのはもうわかっているとは思いますが、平米単位のところについては、それは高効率のものをやればなるんでしょうけども、トータルでどうなるのかという質問になってきて、これはずっと永遠の課題みたいな質問になっていますんで、またこの辺のところについては、また、「別で……」と呼ぶ者あり）はい。別で。

じゃあ、まちづくり担当部長。

○大森まちづくり担当部長 すみません。補足なんですけど、さまざまにこの容積緩和の部分でちょっとご議論いただいているんですけど、ちょっとシンプルに考えると、これ、例えば、A棟にA棟の機器、B棟とC棟の機器も今入っていますけれども、これがそれぞれB棟にB棟の機器、C棟にC棟の機器が入っていても、それはそれぞれの棟で緩和の対象になります。それをまとめてやっているんで、トータルとして、何か容積が今までよりも多くなるとかというものではございません。なおかつ、そこにかかった床分だけを免除するというようなことですので、さまざま、ちょっとご質問いただいていたような、そんな大きな床面積の増加とかというご懸念ではないかなというふうに思います。（発言する者あり）

○木村委員 あ、ちょっともう一つ聞いていいですか。

○はやお委員長 はい。木村委員。（発言する者多数あり）

○木村委員 いやいや、わかった、わかった。それで……

○はやお委員長 急に発言しちゃいけない。

○木村委員 いやいや。いや、今の部長の答弁でわかりましたけど、A棟にB、Cの分も含めて一括した場合は、容積率の緩和というのはAだけですか。（発言する者あり）B、Cはないわけね。Aがまとめてということで。あ、そうすると、規模が大きいから、千代田じゃないかもしれないね。まあ、いいや。

ということで、ちょっと確認だけです。

○はやお委員長 はい。確認。

○木村委員 そういうことでしていただければいい。

○大森まちづくり担当部長 そうです。今までだったら、B棟で緩和していた分の床を――ああ、機械室をA棟に集約するというところで、まとまったその機械室を床面積分緩和するという。おっしゃるとおりでございます。

○木村委員 なるほど。そうすると、まあ、ふえるということじゃないわけだね。

○はやお委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、ほかに質疑はありませんので、質疑、質問を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。省略させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第10号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員。賛成全員です。よって、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、千代田区景観まちづくり条例の審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○印出井景観・都市計画課長 それでは、議案第14号、千代田区景観まちづくり条例につきまして、議案、並びに、前回、当委員会でご要望のございました資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1-1でございますけれども、こちらのほうは、今回の景観行政、条例だけではなくて、景観計画等もあわせて、景観まちづくり行政が見直されるということで、ちょっと全体を通じた比較のポイントということで、お示しをしております。

根拠でございますけれども、これまでは実施条例のみで取り組んできたところが、法と、景観法という条例に基づく景観行政に変わっていったというところでございます。

景観まちづくりの計画につきましても、これまで幾つか景観形成マスタープラン、美観地区ガイドプラン、呼称も含めまして、少し体系の位置づけがわかりにくかったというところがありますので、景観まちづくり計画のもとに、その指針としてのガイドプランを策定していくというところでございます。

それから、1点、大きなポイントでございますけれども、これまで建物の建築計画に対する事前の協議というのが根拠がないお願いという形だったんですけれども、今回、条例に基づいて、事前協議を位置づけたところでございます。

地域区分につきましても、こちらに記載がありますように、従前、2地域区分だったところを3地域、3重点地区という形にさせていただいております。

それから、届出対象でございますが、これは大きな変化はないんですけれども、建築物につきましては、いわゆる旧美観地区等の重点地区におきましては、10メートル以下のものについても対象にするというところでございます。さらに屋外広告物につきましても、当面は旧美観地区全域を対象としながら、令和3年以降、これは規則事項になりますけれども、別途、屋外広告物ガイドラインを定めて、対象地域を全域にしたいというところでございます。

それから変更命令でございますけれども、こちらにつきましては、今後、条例施行後は



形態・意匠、形や色等につきましては、変更命令が法に基づいて可能になったというところでございます。

それから、歴史的建造物等ランドマーク、景観にとって重要なランドマークになるような建物等につきましては、これまでは景観まちづくり重要物件というところで、この近くで言えば九段会館のような建物を指定してきたというところですが、今般、それを継承するとともに、法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木ということも指定していくというところでございます。

また、公共施設につきましても、法に基づいて景観重要公共施設を指定していくというところになります。

今回、全部改正でございますので、新旧対照表がございません。ですので、今の説明と少しかぶる部分もあるんですけども、1枚おめくりいただきまして、A4縦の条例の概要という形でお示しをさせていただいております。主に、改正のポイントとしては、上にございますように3点でございます。法に基づく条例になったということで、法で、条例で定めることということの規定したことを追加。それから、手続きをより明確・詳細にしましたというところ。それから3点目、景観計画と連携をして、これまでの取り組みを拡充と。具体的には規則に委任するということが多いんですけども、この3点かなというふうに思っております。

少し具体的な中身でございますけれども、時折議案のほうもごらんいただきながら、ご確認いただければというふうに思います。総則でございますけれども、議案では2ページのほうになりますけれども、法律では定めがない特定屋内広告物、イメージとしては建物の中からガラス面に、外側に投影するようなものですが、そういったものを事実上屋外広告物と同様の効果を持つものということで、これを定義してございます。

続きまして、議案で言えば3ページでございますけれども、第6条、これまでも新宿区や港区など外濠関係3区と連携に取り組んでまいりましたけれども、条例においても関係地方公共団体との連携を明確にしたというところでございます。

次の、表で言うところの第2章のところでございます。こちらにつきましては冒頭申し上げましたとおり、法で委任事項としての景観計画策定ですとか変更の手続き、区域区分などについて規定をしてございます。

それから、第9条のほうでは、その景観計画を運用するガイドラインについても規定をしているというところでございます。

この表で言うところの3行目の第3章の行為の規制等でございますけれども、議案では4ページから5ページということになってございます。11条、12条でございますけれども、こちらにつきましても届出や勧告、先ほどご説明いたしました変更命令の対象となる行為についても、特定届出対象行為として規定をしているというところでございます。

それから、また13条のほうですけれども、先ほど改正の一番目の資料でご説明申し上げましたけれども、これまで条例に、いわゆる事務のマニュアルなんかで事前協議をお願いしていたところですが、第13条で条例に事前協議を位置付けたというところでございます。

それから、第16条、議案で言うと6ページの第16条では、勧告・公表について拡充、手続の明確化を図ったというところでございます。

それから、第17条、先ほど申し上げました変更命令の措置の手続き、景観審の意見を聞くというような形で手続きを定めているところでございます。

表のほうの第4章は景観まちづくり重要物件等でございますけれども、先ほどの変更のところのA4横でお示しをしましたように、18条で現行条例の景観まちづくり重要物件を引き継ぐとともに、議案では7ページから9ページにございますが、19条から26条におきまして、新たに法に基づいて指定する景観重要建造物、重要樹木を位置付けまして、指定するときの手続きや管理の方針などを規定しているというところでございます。

第5章は景観協定というところで、法に基づく景観協定を位置付け、第6章の表彰及び支援については、おおむね現行条例を継承するというところでございます。

第7章、景観まちづくり審議会等ですけれども、議案では10ページ、第30条におきまして、審議事項といたしまして景観地区の指定、これは景観についての都市計画の一つでございますけれども、景観地区の指定ですとか、これまで麹町地域などで地区計画にございます地区計画の区域内における建築物の形態・意匠の制限に関する事項についても、景観審の審議対象とするということをお示ししております。30条の2項第1号、2号で定めているところでございます。それから景観アドバイザー、これにつきましても、条例上の位置づけがなかったんですけれども、31条で規定をしているというところでございます。

それから、最後に附則でございますけれども、本条例は、周知期間を踏まえて本年7月1日に施行することといたします。

それから、昨年4月、千代田区が景観行政団体になりまして、この1カ年、いわゆる経過措置というような形で東京都の景観計画を運用してございましたけれども、そのいわゆるつなぎ条例というものを廃止することとか、あるいは施行日前の事前協議について経過措置を規定しているというところでございます。

条例についてのご説明は以上なんですけれども、前回の委員会で景観協議のフローという形で資料のご要望がございましたので、きょうは1-3ということで、お示しをしています。これが新たな条例、計画施行後の手続についてのフローということになります。

一番最初、いわゆる企画・構想団体のこれは事前相談、これは、ですので、今、条例で事前協議を位置づけたと申し上げましたけれども、その前の相談の段階でございます。これは、事前にそういった計画についての相談を受けながら、右側にございますけれども、こういう形で事前相談をいただくのは、大規模なものですとか都市計画にかかわるものかなというふうに思うんですけれども、右側にございますように、必要に応じて東京都ですとか関係の隣接区との役割分担、それからそのほかの制度の活用についての調整などをしながら、一方で、いわゆる開発諸制度を使うものにつきましては、東京都のほうの事前、東京都の自主条例に基づく事前協議がありますので、そのあたりの連携・調整を図っていくというところでございます。

その次の段階が今回条例に位置づけた事前協議というところでございまして、先ほど申し上げました13条に規定してございます。具体的には規則で定めさせていただきますけれども、この右側のほうに、小さい文字でございますけれども、基本的には建築確認申請等の60日、また大規模等、あるいは再開発事業等を使うようなものについては90日以上前かつ設計が容易に変更できる時期に、事前協議をしていただくということになってございます。

それから事前協議のプロセスの中で、左から矢印が出ていますけれども、都市計画や景

観についての専門的な知識を有する景観アドバイザー等の参加を得た景観アドバイザー会議などを必要に応じて開くというところでございます。

さらに、景観まちづくり審議会、具体的には規則で定めますけども、例えば美観地区の重点地区における100メートルを超える建築計画や、東京都のアセスの対象になるような、そういった大規模な案件につきましては、景観まちづくり審議会に報告し、意見を聞くというようなことになってまいります。

それから、そういった条例に基づく協議終了後に、2階建てという形で、法に基づく届け出ということになり、法に基づく審査、手続を行う、と。このプロセスの中で、景観計画に対して著しく適合していないような場合ですね。ここに左側に不適合というのがありますけれども、景観審議会の意見を聞いて、勧告や変更命令等を出していくということがあり得るということでございます。その後、建築確認申請の手続から行為着手、完了、そして現地の確認というプロセスになってございます。

以上がフローの概略説明でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑、質問に入らせていただきます。委員のほうからございますでしょうか。

○岩田委員 確認というか、すごいベーシックなところなんですけども、例えば地区計画とか都市計画とか、いろいろルールはあるんですけども、この景観まちづくり条例とも同じような条項の部分で規制するところで、同じような規制でいろんなルールがかぶった場合には、より厳しいものを適用するというところでよろしいんですね。

○印出井景観・都市計画課長 もちろん景観計画区域の中で地区計画等がかかっている場合は、景観計画にも整合はしていただくこととなりますけれども、当然、地区計画にも沿った計画になると。地区計画で、より厳しい制約があるとすれば、そちらに従わなければならないと、そういうふうに認識しております。

○はやお委員長 はい。

ほかにもございますでしょうか。

○小枝委員 いろいろな特別委員会とかでも議論をしている事項ですが、非常に重要なところだと思うので、資料も出していただきまして、質問させていただきます。

1点目は、これ、1人の課長でいろんなことを担当して、パシュート型でやってくださっているわけなんですけども、ここにどう魂を入れていくかということが非常に気になっておまして。というのは、初代の景観条例をつくったときは、非常に住民側にも激しい思いや守りたいという意識が強かったのも、あの地にはあの方がいて、この地にはあの方がいてと、もうすごいエネルギーで、時にはその人たちがいろんなさまざまな集会を地域で催したりしながら、というような状況があった。その点で言うと、どう魂を入れるか。この法的な権限、地方分権でやっと権限を手にした。それは、自治体を手にしたということは、住民が手にしたということになると思うので、人づくりですね。人づくりというのはおこがましい言い方なんですけれども、さまざまな地域のそういった人たちと連携をとるスタイルというものを、どういうふうに活気づけていくかということも非常に重要だと思うんですけども、それについて、何というか、イメージなり予算なりというところがありますか。

○印出井景観・都市計画課長 条例で言うと、29条に区民等及び事業者に対する支援というような規定がございます。今ご指摘がございました、そういった地域におけるまちづくり、その中でも景観についてのさまざまな地域の活動を踏まえた今後の地域のまちづくり構想だったり、例えば地区計画の変更だったり、そういったことに対する動きに対しては、この条例を一つの根拠にしながら、景観計画の中でも、そういった地域まちづくりにおける景観に関する支援というような形が規定を位置づけられておりますので、そういったものを運用する中で、今ご指摘がありましたような取り組みを進めていきたいというふうに思いますし、具体的にはその中で中核的な役割を担っていただくものとして、景観アドバイザー、その仕組み、その人材を今後とも広く活用していきたいというふうに考えております。

○小枝委員 景観アドバイザーも非常に充実してきた、いい制度だとは思いますが、制度って、できちゃうと見えなくなっちゃうんですね。それで3枚目を出してもらったわけなんですけれども、形態・意匠、緑ですか、今どういう専門家の方が配置されているのか私もわからないわけなんですけれども、それはわからないことをわかるようにしながら、プロのアドバイザーだけじゃなくて、やっぱり地域で景観ウォッチャーをふやしていくということは非常に重要だというふうに思います。

こういう場ですので、ちょっと提案というか、これを、これから成長、発展、より生きたものにしていくために、手の届くところからどんどんやっていったらと思うんですけれども、きょうは資料要求ということで、こういう紙を出していただきましたけれども、住民から見ると、結局このフローチャートを出していただいたぐらいでは、全然見えないわけなんです。どういうふうに、これは一つスタートラインとして見える化する、こういった条例ができました、区民は法的バックアップのもとで、これを活用することができます。まだまだ不十分なものだけでもスタートしました。じゃあ、それがどういうものなのかということ、もっとイラストを入れたり、マニュアル的なものをつくって、やっぱり広報していくというのは非常に重要だと思うんです。で、インターネット上でも取り寄せられるということになっている。それは準備されていますか。

○印出井景観・都市計画課長 今般、景観まちづくり計画とこの景観条例、新たな景観まちづくり条例という制定の中で、先ほども途中ご説明をいたしましたように、計画をより具体化するようなガイドライン、それからもう少しお時間いただきますけども、屋外広告物のガイドラインと、そういった形で、これまでの景観まちづくりのビジョンと具体的な取り組みの方向性や戦略を示した、さまざまなものをまとめてまいります。それ自体は非常に膨大なものになってはくると思うんですけれども、ご指摘のように、その中でポイントをまとめた概要版とかというのを作成しながら、広報していくということは考えておりますし、また、今回、条例改正や計画の見直しの中で、表彰制度とかそういった取り組みについて、しばらく形骸化、空洞化しているような状況があるよねというような形は、景観審の先生方からもいただいているところがございますし、継続的な景観の広報についても、これを機会にもう一段活性化させると、したほうがいいようなご指摘もいただいているところがございますので、そういったことも含めまして、パブリシティ、印刷物、ウェブサイト、それから新たな広報活動については取り組みを検討してまいります。

○小枝委員 正解はないとは思いますが、表彰制度の活性化とかそういったアイデアが出

ているということは受けとめました。

そうですね、そのガイドラインとか、こういったフローチャートも、どうしても行政から見たものになってしまうんですね。住民の側から見たものにしないと、どうしても住民がこれを活用することができない。口幅ったいですけども、地方分権というのは、やっぱり住民がそれを知って、住民がこれを魂を入れて活用できるから、流されない。何とか都市開発の激しい中でも、押し戻す力、守る力。もしくは開発の中でさらに保存していく力になっていくということを考えると、しつこいようですけども、やはりイラストを入れて、住民側から見たわかるマニュアルに、そして住民から見たわかるフローチャートに、そういうものにしていただきたいと思いますんですけども、それはお約束いただけますか。いろんなところでもやっているんですよ。千代田区は忙しかったりなんなりで、なかなか行政手続になってしまっているんですけど、やっぱり何とか、もうベースがある中で次の一步なので、そこはお約束していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○印出井景観・都市計画課長 景観に関する区民、住民、地権者の皆さんも含めて、関心を高めていただくという段階、幾つかあるのかなというふうに思っています。それは個々の建築計画に対する指導だったり、その周辺への影響、これらについては条例に基づいて、例えば早期周知条例や紛争予防条例の情報提供の際には、景観に関する事項も入れなさいよという形で、この条例で規定をしています。

それから、もう少し幅広く、街区単位というか地域まちづくりの単位につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地域まちづくりの中における景観の取り組みに対する支援ということも景観計画に位置づけています。

○小枝委員 全然答えていない。無視している。私が聞いていることを無視している。

○印出井景観・都市計画課長 そうしたことも踏まえて、今ご指摘がありましたように、わかりやすいものをつくっていくということは、我々も考えていますし、千代田区が景観行政の中で、非常に先進的というか、場合によっては非常に先鋭的というか、なかなかほかの自治体が取り組んでいないキーワードによる景観指導というところで、マニュアルを今つくっておりますが、ご指摘のように、それもこの20年来見直していないということがありますので、そのあたりの見直しの中で、そうしたキーワードに基づく対話による景観指導が、より現代的にわかりやすいものになるような工夫はしてまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 具体的にになると、何かすごい距離ができちゃうんですけども、千代田区が先進的であったということは、やっぱりそこに思いを求めた住民たちがいて、その例で言うと、東京駅の赤れんがの駅舎だって、別に千代田区在住じゃなくても、これは保存すべきだという動きがあっただけでああなり、東京中央郵便局だって、形態をやっぱりもう残すべきだということになってああなり、文化学院だって、やっぱりあそこの門構えは残したほうがいいということであのようになり、博報堂だってそうですね。

だから、そういう意味では、行政から見たらうっとうしいかもしれないけれども、思いがあっというんなことを言う住民や地域、地権者の粘りとか意見があっというまに、もう恐らく100点満点で言えば、スタートしてからもう半分以上は失っていると思います。それでも半分残せたのは、そういう民間との協働があったからという認識が今の答弁からは全然感じられない。

はっきり言って、そここのところは、イラストを入れて、マニュアルなりフローチャートをちゃんと住民に見えるものにしてくださいというふうをお願いしているわけですから、そこは誠実にちゃんと答えていただきたいと思います。

○印出井景観・都市計画課長 私はそのつもりでご答弁申し上げたわけだったんですけども、うまく伝わっていなかったのかなというふうに思っています。

ただ、今のご質問の中で、守るべきものは守ると。それは当然なんですけれども、我々としては、景観というのは、単に、現にある景観を保全することではなくて、やはり新たな開発に伴って新しい地域の顔をつくっていくというようなこと、新たに良好な景観を創出しようということも対象であるというふうには考えておりますし、それは景観法の中にもそういうことが示されておりますので、そのあたりのバランスをうまくとりながら進められるような形で、今ご指摘のありました、わかりやすいようなイラスト等をつくった今後の資料をつくってまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 そういう言い方をしちゃったわけなんですけれども、このフロアにも「神田の街を描き続ける会」という方たちの絵があったりしますけれども、絵を描いている人たちが、今つくっている建物について絵を描きたいという気持ちにならないと言われていて、行政はいつでも新しい景観をつくっていますとあって、何かわくわくしているみたいなんですけれども、どこかやっぱり地域目線とのギャップ、それはさっき例に挙げたような中央郵便局であるとか博報堂であるとか、つまり、まちづくりを全部否定しているわけではなくて、住民側、あるいは心ある人たちの、ちょっとうっとうしいかもしれないけれども、指摘とエネルギーがあるから、残せたり踏みとどまれるものはある。それをウィンウィン、足し算でプラスにやっていったらどうかという意味で、これは行政マニュアルではなくて住民マニュアルにしてくださいということをしているので、何かかみ合わない感があるので、何とかかみ合えた上で、私も全部否定しているわけではないですし、もちろん担当課長も全部否定しているわけじゃないよというふうに言うわけなんですけれども、その保存に対する異様な拒否反応については、もう少し和らげていただいて。

むしろ本当は私、後ろ向きになるといけないから言わなかったんですけども、本当はこの条例をつくってからの中で、重要建物についても、失ってきたものが幾つもあるはずなんです。そういうものだって本当は資料として載せるべきだし、今のような視点でパターンランゲージのキーワードまで変えてしまうというと、何か怖いなという気持ちも、何かみんな丸の内みたいな風景にしてしまおうとしているんじゃないかというような気持ちもしてしまったりするので、そうではないところを、ぜひ答弁をしていただきたいというふうに思います。

○印出井景観・都市計画課長 そういう趣旨に立った答弁をしているつもりなんですけれども、ちょっとうまく私のほうでご説明申し上げられないのかなというふうに思います。

キーワードについても、今、景観審の中では、これまでどのようなキーワードが主に使われてきたのかという分析をしたりしています。そうすると、これまで示されたキーワードの中で、全く使っていないキーワードというのは、なかったというところがございますけれども、一方で、かなり時代に合わなかったりとか、あるいは時代の要素を含めた新しいキーワードが出てきたりということは、もう、あるのも事実かなというふうに思いますので、その辺については、我々、要は行政が決めるんじゃないで、先生方の意見も聞きな

から、最終的には区民や区議会議員の皆さんも入った景観審の意見も聞きながら、見直しについては議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどご答弁申し上げた、保全するべきものは保全するという立場に立っているんですけども、ただ、一方で、景観法にもあるんですけども、新しく景観を創出するというのを否定するものではないというような形で、先ほどご説明をしたところでございます。いずれにしても、イラスト等を使いながら、住民と行政と事業者、地権者が共有できるようなさまざまな資料になるように、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 最後。もう時間もありますので、もうまとめて3点、端的に。端的だから。

1点目が、都市計画審議会と景観審議会の連携ということが、非常に重要な面だし、制度的にも都市計画審議会でも議論しなきゃいけないということが言われたわけですけども、この両者の協議会が一堂に会して議論するという機会が、一切なかったような気がするんですけど、そういうふうなことも一つは検討してくれないかということが1点と。

それから、景観地区についても項目に位置づけられていますけれども、まだ全国でも適用例って幾つかしかないと思うんですけども、そういう、芦屋でしたかね、幾つかのところの、景観地区を使うということはこういうまち展開ができるんですよということも、例示としてはちゃんと位置づけてほしいなど。

それから、歴史まちづくり法という、要するに景観だけだと規制になってしまうから、事業費を出さなきゃという国の考え方もあって、歴史まちづくり法というもので事業化すると、さらに動き出すというようなことも言われていますけど、そういうところを、次の段階なので、ちゃんとマニュアルとか、住民が触れられる情報の中に解説を、専門の先生方は優秀な方がいっぱいいらっしゃるんで、ぜひ入れていただきたいということをお願いしたいということで、答弁はいただきたいけれども、いただければ一括でいただければと思います。

○印出井景観・都市計画課長 景観審と都計審の間のコミュニケーションというものについては、あ、そういうご意見があったということで、今後検討させていただきたいというふうに思います。

それから、景観地区等については、景観計画の中でも景観地区という都市計画手法があると。それによってどういうことができるよということは位置づけてありますので、今回の景観計画としても認識はしているというところでございます。

一方、歴史まちづくりについては、なかなか今の千代田区において、これを運用、活用する地域があるのか。ちょっと私も詳細に検討したことはないんですけども、そういうことも含めて、まだ今現状では景観計画の中には位置づけてございますので、その辺は研究をさせていただきたいと思います。

○はやお委員長 林委員。

○林委員 何点かなんですが、一つは、今も議論になった景観の、このいつの時代のものが最も千代田区らしいかと。これは人の価値観によると思うんですけども、江戸時代の、皇居のお濠、江戸城のあのまち並みといたらもうないわけで、じゃあ、明治なのか、大正なのか、昭和の戦前、戦後、最新なのかというと、これはどこのレベル感で、区民の方も入った景観審議会でもわかりづらいので、やっぱり文化的な専門的なアドバイスをしてい

ただくような仕組みというのがないと、なかなか難しい判断になるのかなと。これが景観ですと言われても、なかなかわからないんですよ。ちょうど新型コロナウイルスで休園になった東京ディズニーランドというところは、次々と新しいアトラクションをやって、これが今の最も素晴らしいものですよといっても、前近代的な、あの遺構を張りぼてでつくったような形だったりする。それがいいのかどうかというのわからないので、その判断はどういうふうにしていくんですかというのが一つです。

もう一つが、法の趣旨に基づいて条例化になって、予算の概要にも若干書いてあって、景観審でも議論になった、デジタルサイネージというやつなんですね。要は壁に画面を張りつけたら、ディスプレイのように自由自在にできると。この規制をどういうふうにやっていくのかと。余り入り込むと表現の自由に入ってしまうわけですよ。でも、お店の敷地の中から公道に向けて大きな画面をやったり、あるいは建物としては白い壁だけつくって、これが夜になった瞬間にすごく、敷地内からですよ、ライトアップして、それこそ東京ディズニーランドのような形で、もうまち全てが動画で動くような、「アナと雪の女王」のパレードになって雪が降ってくるような、舞ってくるような形になっても、これは住んでいる方にとって、じゃあ、これは景観としてどうなんだとかという形になってくると、なかなか難しいわけですよ。道路の向こう側ではそんな派手な行為をやっている、住んでいる敷地のところは、夢の国ディズニーランドは一つの島になっているからできることで、これが実際人の住んでいるところになってくると、かなり苦しいと。丸の内はほとんどお住まいの方がおられないから、いろんな、東京駅をライトアップをしてもいいだろうと。

ここの屋外広告の景観まで、法律とか条例よりも時代が先に行ってしまうので、なかなか苦しいとは思いますが、どこまでのレベルでできるのかな。対応できるようになっていくのかなというのを、ちょっと確認をさせていただきたいんです。2点。  
○印出井景観・都市計画課長 今、林委員のほうから2点いただいた質問というのは、非常に私も答えを持ち合わせていないような、難しいご質問なのかなというふうに思っています。

景観についてなんですけれども、一般的には、要は人が見る景色ですとか眺めですとか、そういったものですので、いわゆる外形的なものというイメージでございますけれども、ただ、景観まちづくりという中では、やっぱり建築とか道路とか街路樹とか、それから屋外広告物といった人工的な要素に対して、自然的な要素だったり、あるいは江戸城等の文化的な要素、そういったものも含めたもので景観として捉えているというところなので、じゃあ、どこの時点が一番フォーカスされるのかということにつきましては、なかなかその地域地域の特性に応じてまして、一概に言えないんだろうなというふうには思っています。

ですので、人工物、自然物、歴史的なもの、時間軸、それを総合的に判断をしながら、例えば丸の内ですとか秋葉原ですとか、そういった地域特性に対応して、それぞれの景観というのを考えていくということになるのかな。その中で、じゃあ、昭和を打ち出していくべき景観形成とか、そういった考え方、イメージをと、そういったことになるのかなということで、ちょっと答えになっていないんですけれども、そういうような形の進め方になってくるんだろうなというふうに思います。



それから、デジタルサイネージについてでございますけれども、これは現状の中では、やはり屋外広告物として捉えるというような法律上の立てつけになっているんですけれども、しかし実際には、看板とかと屋外広告物と全く運用の仕方も違うと。それからデジタルサイネージについては、非常に商業的な要素が強い場面もあれば、災害時における情報発信の機能も果たすかもしれないというところだったりとか、あるいは通常の商業宣伝だけじゃなくて、いわゆる今のディズニーリゾートのご指摘もありましたけれども、一つのパブリックアートみたいな形で使われる。それをどう評価するかということもでございます。これについては、景観審のほうでも非常に議論がございまして、ただ、皇居周辺のいわゆる旧美観地区と言われるところについては、一定程度、届け出等の義務を課しながら、少しケース・バイ・ケースのところもあるんですけれども、さまざまなあり方の審査をしていこうとか、あるいは地域で審査をできるような体制を整えていただいて、その地域の審査の結果を踏まえようだとか、そういった指摘があるということでございます。

ちょっとデジタルサイネージにつきましては、今後引き続き、個別具体の屋外広告物ガイドラインの中で、もう一段詳細な形で検討を深めていくということで考えております。

○林委員 一つの歴史的に時代のここを判断するときには、やっぱり文化的な専門的な方のアドバイスがないと、建築物だけを見て、これが大正ですとか、これが昭和初期ですとか、平成の名建築ですとか、令和の名建築になるのかもしれないですけど、これはもう判断しようがないと思うんですよね。まちの方や区議会が入っているというので。

この視点は条例の運営上やっていく用意があるのかというのが最後のひとつと、もう一つがデジタルサイネージで、昔は、僕も疑問には、動く広告というと床屋さんの、理容業界のあのくるくるくるくる、白と赤と。青か。赤、白、青のくるくる回っていて、どこで行っちゃうのかわからないような、ああいう動く広告物だったのが、今は、おっしゃったようにどんなものでもできると。ただ、設置するときは全く入っていない状態なんですよね。これが景観上好ましいのか。

おっしゃるとおりで、確かに新型コロナウイルスの、危ないです、注意喚起ですとか、あるいは道路標識も、今、警察がやっているような看板から動く自由に画面が変えられるものになっていたりする、高速道路も。ここを皇居周辺というと、エリアはどこまでなんですか。美観地区までですか。とか、ある程度限定するのか、そうでなければ区全体で一律やっていくのか。あるいは、例えば秋葉原みたいなところ、大型ディスプレイがあって、ここだけはいいですよと。千代田区の中で。それ以外はできるだけデジタルサイネージのは、大きさを含めて、余り大きな巨大なものはやめていただきたいとか。ビルのあの映すやつも、ここだけと、特区なりエリアを限定するような形を、条例ができた後、時代の流れに逆らうのか、ゆっくりさせるのかどうかは別として、その議論というのは、どこでかけて、条例が通った後やっていけるのかと。ストップなのか緩やかなのか。

全面開放というのは、やっぱり一回やってしまったら、千代田区全域に入ってしまったものを排除することは、既存不適格、余りこの言葉は今よろしくないのかもしれないですけど、既存不適格になってしまわないうちに、先に規制を、ここだけという形でやっていかないと、なかなか苦しくなると思うので、それはどこで議論して、何条で判断できるような解釈で読み込めるのかというのを説明してください。

○はやお委員長 このところの整理についてね、今、林委員のほうで、るる話があった

と思うんですけど、ちょっとこのところは、今までの文化的な価値をどうやってやるかという過去のものに対してのことと、そしてあと、今後の側面として、デジタルサイネージだとかプロジェクションマッピングだとか、いろんな革新的なものが出てくる。この受け皿を、この守るべきものは守って、進めるもの、変えるものは変えると。非常にこの景観の計画から、景観のこの条例ということの難しさが出てきていると。つまり、アクセルとブレーキの話に近いような話だから、ここはちょっと、今後の課題であるなら課題として、こういうふうに進めていきたいということをやちょっと明快に答えていただければ。

○印出井景観・都市計画課長 全般の景観についての歴史文化的な、いわゆる専門的な評価等につきましては、景観審や、それを補うような形での景観アドバイザーというような有識者の方々の意見も聞きながら、今後進めてまいりたいというふうに思います。

後段のデジタルサイネージにつきましては、そもそも現状の中では屋外広告物という形で、屋外広告物法、屋外広告物条例という制約が一つありながら、我々のほうでは、もう一つ行政主導の根拠として、今回、景観まちづくり条例の中に事前協議として位置づけたところでございます。ですので、大きさ等につきましては、屋外広告物法、条例の制約の中で、具体的にどういったコンテンツをそこで流していくかについて、今後どういうふうに指導していくかについては、規則と計画、屋外広告物ガイドラインの中で決めてまいりますので、ご指摘のようにアクセルとブレーキを踏むことについては、地域特性も多様でございます。ただ、現状の中では、旧美観地区という都市計画がかかっていたところにつきましては、しっかりと手続をしていただくようにというようなことは決めてございますけれども、それ以外につきましては、今後さらに検討を深めていく必要があると認識をしております。

○はやお委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○木村委員 全部改正の条例でありますので、ちょっと改めて目的だけ確認させていただければと思っています。議案のその第1条に目的があって、多様な空間を生かし都市景観を創出し、もって地域生活の向上、持続可能な地域の繁栄、地域社会の健全な発展に寄与する、この3点が一応目的として掲げられている。千代田区にとってはどういうことなのかというのを、少しわかりやすくご説明いただけたらと思います。この地域生活の向上とかね。あとは何か持続可能って、何となくわかるんだけど、すみません、よろしく願いします。

○印出井景観・都市計画課長 やはり一つ、よい景観、良好な景観というのは、豊かな生活環境にとって必要不可欠であろうというところで、生活という視点があるのかなというふうに思っております。地域生活の向上というところでございます。

持続可能な地域の繁栄ということにつきましては、やはりよい景観というのは、先ほど申し上げましたように自然とか文化とか歴史とか生活、それに、やはり都心千代田区については、経済活動との調和により形成されているものだろうなというふうに思いますので、そういったものにつきましては、適正な制限のもとに、生活や経済活動に支障を来すような過度の制約にならないようなことを含めまして、持続可能な地域の繁栄並びに地域の健全な発展ということについては、景観というものが、やはり観光ですとか地域の活性化ですとか、そういう資源であるという認識はございますので、最後の地域社会の健全な発展に寄与するというようなことを目的としているのかなというふうに思っています。

○木村委員 いいですよ。はい。（発言する者あり）ちょっと2番目が気になったけど、まあいいや。

○はやお委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、質疑、質問を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第14号、千代田区景観まちづくり条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員、賛成全員です。よって、議案第14号は可決すべきものと決定いたしました。

それでは、休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後2時21分再開

○はやお委員長 それでは、休憩前に続きまして、進めさせていただきます。

それでは、次の、議案第15号、千代田区営住宅条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関からの説明を求めます。

○加藤住宅課長 それでは、環境まちづくり部資料2に基づきまして、千代田区営住宅条例の一部改正につきましてご説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、改正の理由でございます。1番の改正の理由。今般、民法改正による債権関係の規定の見直し、こちらにつきましては、来月4月1日から新しい民法が施行されるということや、単身高齢者の増加等から、今後区営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されると。その保証人を確保できない住宅困窮者への区営住宅への入居を円滑に行うため、保証人に対する規定を削除する等所要の改正を行わせていただきたいと思いますと考えてございます。

2番、改正の内容でございます。改正の内容は3点でございます。（1）区営住宅入居時の保証人の廃止でございます。保証人を確保できない住宅困窮者の区営住宅への入居を円滑に行うため、保証人に関する規定を削除し、緊急連絡先の届出を義務付けさせていただきたいと思えます。

（2）住宅明渡請求に係る遅延損害金の法定利率の改定ということで、今回、民法の改正によりまして、4月からの法定利率が3%になるということをもちまして、改正後の利率を年3%とさせていただきたいと思えます。改正前は5%でございます。

最後、（3）番でございます。法律名の改称による規定整備ということで、平成25年の法律第106号により改称された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めることに伴う規定整備ということで、これは規定の漏れがあったということでございます。

3番の施行期日でございますが、来月の4月1日から施行したいと考えてございます。

4番、新旧対照表ですが、こちらにつきましては別紙のとおりでございますので、ごらんいただければと思えます。

私のほうからの説明は以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員からの質疑、質問を受けさせていただきます。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、ほかに質疑はありませんので、質疑を終了いたします。討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。省略させていただき、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第15号、千代田区営住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員、賛成全員です。議案第15号、千代田区営住宅条例の一部を改正する条例は、賛成全員ということで可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、千代田区児童遊園条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○山下環境まちづくり総務課長 千代田区児童遊園条例の一部改正について、環境まちづくり部資料3に基づきご説明させていただきます。

改正内容でございますが、神田須田町二丁目25番地、柳森神社境内にある児童遊園の廃止に伴い、条例別表から削除するものでございます。施行期日は令和2年4月1日の予定でございます。

改正理由でございますが、昭和34年から柳森神社のご厚意により、無償で敷地の一部をお借りして、柳森児童遊園として設置してきたところでございますが、今年度で無償貸付契約が終了するに当たり、都合により更新できない旨のお申し出があったためでございます。なお、児童遊園廃止後の子どもたちの利用について神社側に確認したところ、廃止後も今までと同様に利用できる旨のご回答をいただいているところでございます。

参考資料といたしまして、2枚目に、前回の委員会で要求のありました児童遊園の状況についておつけしてございます。今回、柳森神社児童遊園が廃止となりますと、児童遊園の数は23園となります。児童遊園の禁煙化の状況につきましては、令和2年度に新たに4園を禁煙化する予定になっておりまして、23園中11園が禁煙となる予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、委員のほうからの質疑、質問を受けます。

○林委員 資料をありがとうございました。で、子どもたちが遊べるような状況だけれども、児童遊園としては廃止になるということですのでけれども、この児童遊園の位置づけというのを、もう一度改めて確認したいんですね。事務事業概要の135ページのほうには、面積一覧表で出ています。廃止の本日の参考資料では、平河天満宮の児童遊園、心法寺さんの児童遊園、柳森神社さんの児童遊園と、これまでご厚意をいただいていた神社仏閣の広い敷地のところが、児童遊園ではなくて、公開空地まではいかないまでも、私有地の形

になってくると。どんどんどんどん、一つが保育所をつくるのが地蔵橋の西でしたっけ、東でしたっけ。東。北。西。南。まあ、要は減っていく一方なわけなんですよ、児童遊園が。公開空地はふえているというのは区長が得意げに言っているんですけども、実際、子どもたちが遊びと、うるさいですとかボール遊びはだめだとか、自転車の練習はだめだとかと、どんどんどんどん制約をされていってしまうと。千代田区内で全体で6,420平米、事務事業ができた当時はあったのに、これが全体としてどんどんどんどん減っていく一方なので、今後、児童遊園というのは、もうふやせないのか。ふやそうとしないのか。減っていても全く問題がないのか。区役所の内部でどういう位置づけになっているのか、お答えください。

○谷田部道路公園課長 児童遊園でございます。今現在23園になるということで、これまで3園が廃止になってきたという経緯がございます。今説明したとおりでございます。

区には、都市公園として22園あり、児童公園が23園ということなのでございますが、この児童遊園について、一番身近な利用できる公園ということで、非常に数も多く設置したいというところは区の考え方でございます。ただ、なかなか新しく土地を探して、またそこに買いつけて新設するというのも、なかなか難しい状況もあり、いろんな機会を捉えて、基本的にはふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

今回のように無償で貸し付けを受けて、開設できる公園、これは非常に一番ありがたいところでございますが、そういったところも含めて、あらゆる機会を捉えて、この児童遊園についてもふやしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○林委員 そうですか。で、事務事業概要の122ページのところで、公園・児童遊園等の整備のところ、位置づけが記載されております。平成19年度に策定された公園整備方針に基づいてという形で、子どもたちの遊び場の充実を進めているというんですけども、この児童遊園、135ページの事務事業概要の。この中で子どもたちが遊んでいる児童遊園というのは、どの程度把握されているんですかね。

○谷田部道路公園課長 非常に、場所場所によっては、今ご指摘のとおり、子どもが遊んでいないような場所も見受けられるんですけども、そこは少し目的も変えながらというような使い方もあるかと思うんですが、現実的にこれ全部の、今ある23園の利用状況というのは、正直きちんとその利用状況について把握しているものではございません。

○林委員 把握をした上で、どういう整備が必要なのかというのをやっていきませんか、はた目から見ると、児童遊園の数がどんどん減っていると。面積も減っている。数も減っていると。ところが出生率は今年度減っている。本会議であったように。ただ、子ども全体の総体の数はふえ続けていると。そうすると、子どもの遊び場を確保しますよと片方で掲げられているのに、場所が減っていているわけですよ。ここは1点、ちょっと今後しっかりとした整理を、平成19年のとき整備方針にしたのに準じる形で、児童遊園もちょっとこれを機会に整理をしていったほうがよろしいんじゃないのかというのが1点と。

もう一つが、予算にかかわる形にもなってしまうので、ちょっと危ないんですけども、今年度、あ、来年度、次々とまた禁煙化をする公園等、広場ですとか児童遊園というのが、全部で10カ所余りというのが方針が区のほうで出ています。そうすると、これ、23個のうち新たに来年度も禁煙化の、やっていくと、実際たばこを吸ってもいい児童遊園というのをどうしていくのかと。全部児童遊園はたばこを吸えないようにするのか。それとも

除外して、過料を取らないようにしても、児童遊園と名前がついているものの、喫煙所としては喫煙場所として残していく方向なのかというのを、ここもちょっと整理していく必要があると思うんですけども、2点についてお答えしていただけますか。

○谷田部道路公園課長 児童遊園の喫煙化、これは所管が安全生活課のほうになりますが、私ども公園管理者としては、非常にこの面積も小さいのが児童遊園でございます。そういう中で、実際にたばこを吸われてしまうと、その狭い敷地の中で、どうしてもその煙を防ぐことが難しい状況があるのがこの児童遊園かなと思っていますので、基本的には児童遊園については全面的に禁煙をお願いしたいなという立場でございます。これは安全生活課とも連携しながら進めていくようなことになろうかと思っておりますので、そこはきちんと整理をしていきたいなと思っています。（発言する者あり）あ、そうですね。たばこの、吸っている……（「子どもの利用……」と呼ぶ者あり）あ、子どもの利用状況。すみません。子どもの利用状況の実態については、今現在、先ほど申しましたとおり、きちんと把握できていない状況がございますので、ここはきちんと利用状況も含めて、今後の整備のあり方だとか公園のあり方についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○林委員 ぜひやっていかなくてはいけないというか、実際進んでいってもらいたかったんですけども、これからやっていただくということなので、それでは、これから残る23の児童遊園は、基本的にはたばこの吸えない場所を目指していくと。所管部としては、公園のほうも基本的にはそういう流れだという形になってくると、その基準なんですよ。優先順位。ここが、オリンピック・パラリンピック競技大会の来訪者が目につく場所だから禁煙化となってくると、児童遊園の本来の、今まで確認したとおり、存在意義とちょっと違うところから入っていったらいいのかなと。子どもたちが遊ぶところを最優先に禁煙化していくというのじゃなくて、来街者のためとなると、これはちょっと違うのかなという気はするんですよ。その辺の整理というのはどういうふうにやろうとしているんでしょうかね。児童遊園が減るとか、そういう機会じゃないと、なかなかきっかり出てこないと思うんですよ。いい機会だと思うんですけども、ここの精査というのは、今回の条例で柳森神社のがなくなると。児童遊園がなくなるといったときに、内部で精査とか議論というのは、やっていないのか、やったのか、というのをお答えしていただきたい。

○谷田部道路公園課長 公園の禁煙化については、ちょっと、申しわけございません、私どもの所管である道路公園課でございますが、そこまでの議論は深めていない状況でございます。あくまでもその禁煙を指定する安全生活課の所管とあわせて、うちのほうと今後連携をとって取り組む事業だと認識してございます。

○林委員 最後に。そうすると、道路公園課だけではなくて、児童遊園に限って言うと、特に子どもの利用状況とか保護者の視点が必要だと思うんですよ。で、みらいプロジェクトのところこういう記載をしているんですよ。現状と課題のところ。76ページに、「子どもが近所の公園等で自由に遊べる環境が整っておらず」、だから整っていないので、子どもの運動機能、運動能力の低下が心配されていますと記載されていると。課題意識としてあるよと。遊び場の充実が掲げられているよとあるので、ぜひここは、所管の環境まちづくり部だけではなくて、子ども部と連携した上で、これ、前もずっと子ども部門には言っていたんですけども、もう一度見直しを、どこが子どもたちが遊べる児童遊園のな

のかというのを可及的速やかに調査をしていただいて、その部分については遊具なり、何とか代替園庭等々の活用をできるような形にしていかないと、実際、ちょっと話はずれますけど、俎橋のところは区政会館の何とかで、公開ピロティみたいに全部、遊び場ゼロみたいな形で公開空地みたいになってしまうわけですよ。で、秋葉原公園も同じようにタイル敷きなのかな、何かこう石畳みたいな形になって。ちょっと子どもが近所で自由に遊べる環境というのと大分方向性がずれてきてしまうんで、こういった児童遊園を減らしてしまう機会を捉えて、一度内部で、全体ですよ、道路公園課だけじゃなくて、子ども部やあるいは近隣施設とも調整して、どういう児童公園がいいんだろうというのを精査していただきたいんですけども、その辺は進捗状況、できるのかできないのか。今までやったほうがいいと言っててもできていないんで、できるものなのか、できないものなのかというのをお答えしていただきたい。

○松本環境まちづくり部長 近年、人口増加局面がずっと続いていく中で、ご指摘のとおり、やはり公園あるいは遊び場ももっと多いほうがいいということ。また、区政の各ジャンルにおいて、やはり対象者がふえることによって、いろいろなものが不足みであるということは、これ、やはりさまざまに生じているんだろうと思ってございます。環境まちづくり部といたしましては、まさにこの公園あるいはお子さんが伸び伸びと遊べる場の確保というのは、これ、部の中でも極めて大事な仕事のひとつだと思ってございますので、ぜひそこら辺は人口増にあわせて、より整備をして、いい環境を整えていきたいと思ってございます。

これは当然、部だけじゃなくて、やはりお家の問題だとかありますし、また、子ども部とのどういった需要が高いのかとかということもありますので、まさにこれ、かなり全庁横断的な課題でもありますので、これはぜひ環境まちづくり部からも積極的に働きかけて、何とか充実できるような方向で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○はやお委員長 このところは必ず出てくる話で、それで、これはスキル問題を言うつもりはないんだけど、やっぱり道路公園ってなってくると、昔で言う土木なんだよね。そうなる大変なことだと思う、24時間365日、公園管理者として維持をしていくということ。その課題と、あと、そういう企画面というか、やっぱり今後の計画をどうやってやっていくんだと言われたときに、どうしてもそのところが組織的に弱いと思っているわけよ。だから、そのいつもの質問で、きょうのところはこれ以上ね、議案審査だから言わないけれども、今、環境まちづくり部長がおっしゃったように、やはりもう少し組織として、それぞれの特性があると思うから、そこを十分に整理をした上で、本当にこういう、今後どうやって子どもたちのため、区民のために、この有益な公園を活用する体制をつくっていくかということをもうちょっと踏み込んでいかないと、今の答弁だけじゃなかなか進まないよ。必ず最後は全庁的ってしかないんだけど、でも、やっぱり土木部と言っているけど、部はないんだけど、土木系の人たちの考え方と、やっぱり建築系の人たちの、やっぱりちょっと、やっぱり僕は文化が違うと思っているから、その辺のところをきちっとできるようにね、いや、これは変な、だめとかいいとかじゃないよ。本当にその特性をしっかりと理解した上で、どうやっていくかということを実際に考えてもらいたいと思っているわけ、なかなか進まないから。よろしくお願いします。

○松本環境まちづくり部長 はい。

○はやお委員長 はい。

ほかに。

○うがい委員 今回の質問に関連してですけれども、現状と課題の中に安心してということと運動不足ということ、両方併記しちゃってあるんで、あり方は全然違うと思うんですね。なので、例えば本当、公園とか、活用されてないんだったらもちろん見直しの対象とかになるかもしれませんが、片や、例えば区民が集う部屋の中とか、区営の、例えば、たまたまその柳森神社は近いんで、事例で言うと、ふれあい会館でしたっけ、あの中で子どもたちが親と一緒に楽しんでいる風景とかもあったりするんですね。さらに、本当に土地がない場所と言うと、新しくできた、何でしたっけ、こもれびか、こもれびの中の1階でそういったことがされたりとかするので、何でしょうか、遊びの安心・安全のあり方の一つの事例としては、そういう中で遊んでいるというふうな子どもたちもお見受けするんで、精査するときには、恐らく運動能力とかというふうな広さと、あと安心・安全という意味だと、ちょっと違う見立てが必要なのかな、なんていうふうにも思いますし、精査は大変だと思いますけれども、皆さん、工夫しながらやっている事例も拾いながら捉えていただけたらいいなというふうに思います。

そんなふうに、何でしょうね、実際、事例をどういうふうにやっているかというように言うので、そういった区民会館とか、ああいうところも成長できる環境というような位置づけでもともと捉えているものなんでしょうか。それとも、あれはいろんなものに使えるものであって、特にそのことを特定して使えるというものじゃないというふうな見立てなのか、ちょっとその質問でございました。

○松本環境まちづくり部長 今、うがい委員からご指摘のありました、まさにそういう屋内でも子どもが安全に遊べる場所、場面、場所というのは十分、区民会館や、まさに今ありました高齢者の住宅の共有部分ですとか、いろいろあろうかと思しますので、そういったことも含めて、総合的にやはりお子さんにとってのいい環境というのは整備していかなくちゃいけないということで考えてございます。私も環境まちづくり部としては、まず、やはりなるべく広くて屋外で太陽を浴びながら自由に伸び伸びと遊べるという、そういう公園、広場、児童遊園、そういったものの整備もきちんとやっていかなくちゃいけないし、また、今のご指摘の屋内のそれを補うような、そういった場所の確保あるいはその使い方の多様化、そうしたものもほかの部とも連携しながら確保していかなくちゃいけないというふうに思っております。区の基本的な方針としては、そういう集会室的なものも特定の対象者だけじゃなくて、なるべく多くの方にいろいろな目的で使っていただけるように、できるものはしていこうというのが基本的な方針でございます。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、省略させていただきます。

じゃあ、これより採決に入ります。



ただいまの出席者は全員です。

議案第16号、千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員、賛成全員です。よって、議案第16号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約について、議案第19号、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約について、議案第20号、（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約について、議案第21号、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約についての4件は、関連がありますので一括して審査をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、議案第18号から議案第21号、4件につきまして、まとめて執行機関からの説明を求めます。

○平岡契約課長 政策経営部資料4-1から資料4-4に基づき、（仮称）四番町公共施設新築工事関係4件について、一括してご説明いたします。

本案件は、地上12階、地下1階の図書館、保育園、児童館、集会室、区営住宅、職員住宅を整備するため、既存建物の解体と新築のための各工事を行うものでございます。

資料4-1の新築工事請負契約についてをごらんください。

1の工事場所は、千代田区四番町1及び11でございます。

2の工事概要ですが、（1）の施設概要は、地上12階、地下1階の施設を新築するもので、施設面積などは資料のとおりでございます。

（2）の工事内容は、四番町保育園、四番町住宅等が入った既存南棟と、四番町図書館、四番町アパート等が入った既存北棟の2施設の解体工事と、新たな図書館、保育園、児童館、集会室、区営住宅、職員住宅を新築するものです。

3の工事期間ですが、契約締結日の翌日から令和6年10月31日まででございます。

4の入札結果でございます。開札は令和2年2月3日に行いました。入札予定者は5者でしたが、うち1者が辞退したため、入札参加者は4者でした。予定価格は79億6,710万2,000円で、入札参加者名と各者の入札金額につきましては、資料の表のとおりでございます。

5の入札参加資格要件ですが、恐れ入りますが、資料の裏面をごらんください。参加業者の資格要件としては、1で、2者ないし3者構成のJV、建設共同企業体として電子調達サービスの業種登録が「建築工事」であり、契約の相手方となる本店または支店等については、いずれもJVの第1位の構成員は千代田区内または近隣区内にあること、2者ないし3者のJVの第2順位以下の構成員では千代田区内にあることなどをそれぞれ要件としております。また、第1順位の構成員には、（2）のとおり、平成26年度以降の5年間で一定の契約金額の工事実績を有することを要件としております。

以下、2から7につきましては、会社の経営状況等の要件をつけております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。6の契約方法ですが、2者ないし3者

構成のJV、建設共同企業体による制限付の一般競争入札による契約でございます。

7の契約内容ですが、契約金額は65億5,600万円。落札者は、大成・本間組建設共同企業体。代表者は、大成建設株式会社、東京支店、常務執行役員支店長、須藤史彦でございます。

続きまして、資料4-2の新築電気設備工事請負契約についてをござらんください。

1の工事場所、2の工事概要の（1）施設の概要、3の工事期間につきましては、新築工事請負契約と同様でございます。

2の（2）の工事内容は、受変電設備ほか、資料に記載のとおりでございます。

4の入札結果でございます。開札は令和2年2月3日に行いました。入札参加者は4者で、辞退者はありません。予定価格は8億3,510万9,000円で、入札参加者と各者の入札金額につきましては資料の表のとおりでございます。

5の入札参加資格要件でございます。資料の裏面のとおりでございますが、参加業者の資格要件としては、1で2者構成のJV、建設共同企業体として、電子調達サービスの業種登録が「電気工事」であることとし、その他は新築工事請負契約と同様でございます。

資料の表面の6の契約方法ですが、2者構成のJV、建設共同企業体による制限付の一般競争入札による契約でございます。

7の契約内容ですが、契約金額は6億6,808万7,200円。落札者は、サンテック・千陽建設共同企業体。代表者は、株式会社サンテック、代表取締役、八幡欣也でございます。

続きまして、資料4-3の新築空調設備工事請負契約についてをござらんください。

1の工事場所、2の工事概要の（1）の施設概要、3の工事期間につきましては、新築工事請負契約と同様でございます。

2の（2）工事の内容は、空調設備ほか、資料に記載のとおりでございます。

4の入札結果でございます。開札は令和2年2月4日に行いました。入札予定者は5者でしたが、うち1者が欠席のため、入札参加者は4者でした。予定価格は5億3,303万8,000円で、入札参加者名と各者の入札金額につきましては資料の表のとおりでございます。

5の入札参加資格要件でございます。資料の裏面のとおりでございますが、電子調達サービスの業種登録が「空調工事」であることとし、その他は新築電気設備工事請負契約と同様でございます。

資料の表面の6の契約方法ですが、2者構成のJV、建設共同企業体による制限付の一般競争入札による契約でございます。

7の契約内容ですが、契約金額は5億1,480万円。落札者は、一工・丹野建設共同企業体。代表者は、第一工業株式会社、代表取締役、篠原直男でございます。

最後に、資料4-4の新築給排水衛生設備工事請負契約についてをござらんください。

1の工事場所、2の工事概要の（1）の施設の概要、3の工事期間につきましては、新築工事請負契約と同様でございます。

2の（2）の工事内容は、給水設備など、資料に記載のとおりでございます。

4の入札結果でございます。開札は令和2年2月4日に行いました。入札参加者は5者で、辞退者はありません。予定価格は4億4,818万4,000円で、入札参加者と各者

の入札金額につきましては資料の表のとおりでございます。

5の入札参加資格要件でございます。資料の裏面のとおりでございますが、電子調達サービスの業種登録が「給排水衛生工事」であることとし、その他は新築電気設備工事請負契約と同様でございます。

資料の表面の6の契約方法ですが、2者構成のJV、建設共同企業体による制限付の一般競争入札による契約でございます。

7の契約内容ですが、契約金額は4億3,450万円。落札者は、金澤・武蔵野建設共同企業体。代表者は、金澤工業株式会社、東京支店、支店長、大場範雄でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

引き続き、参考資料の説明をさせていただきます。

○加島施設経営課長 それでは、私から、前回の委員会でのご指示がございましたスケジュールに関しての資料を用意させていただきましたのでご説明させていただきます。資料の左上に「（仮称）四番町公共施設整備 工事工程表（案）」というやつでございます。

まず、一番上の最上段、麴町の仮住宅、今現在、工事をやっているものですが、こちらに関しましては、ことしの8月竣工、その後、区営四番町住宅、区営四番町アパートの方々に10月に引っ越しをしていただくという予定でございます。

続いて、その下の段、（仮称）四番町公共施設ということで、右のほうに日本テレビさんの土地の借用期限、令和4年度ということで、末で、令和5年3月ですね、今現在、そこまでの土地の借用期限が締結されているというものでございます。

その下の段でございます。こちらが公共施設の工事工程表でございます。

まず、解体工事に関しまして、ご議決賜った後に4月から入れるということになりますので、4月から解体の準備・外装材・内装材の解体をことしの11月ごろまでを想定しております。一部、地上の解体、躯体ですね、そういったものをことしの10月から壊し始められるかなといったようなところでございます。来年度の初めまで約1年1カ月ぐらいかかるということを想定しております。ちょうど1年後ぐらいに地下の工事が始まるだろうと。既存の山留だとか、既存の杭の解体、このSMWというのは新しい地下の山留でございます。そういったものも解体と一緒にやらないといけないので、そこに入れていくということで、新しい杭に関しまして、この「CD同時」と書いてあるんですけども、これはもともとの杭を壊さなきゃいけないところもございまして、そういったものを、CDを同時にやりながら杭をやっていくというような形で書かせていただいております。

その下の段が地下の掘削ということで、構台というのは1階のグラウンドラインに鉄板を敷設して、その下の地下を掘っていくときに必要になりますので、そういった構台だとか、地下解体・掘削というものをこの期間でやっていって、やっとそれが終わりますと、建物、新しい建物の基礎が建設できるという形でございます。こちらは基礎・免震になっておりますので、基礎ができた段階から免震構造、クリアランスがありますので、その擁壁という形になります。で、地下の1階躯体というのが令和4年9月ごろを想定しておりますので、そこから地上の解体が入り、あわせて内装・設備・外装・外構ということで、今現在の予定としましては、令和6年度、令和6年の10月の竣工というところを目指しているというところでございます。

一方、現在の区営四番町住宅、区営四番町アパートの経過年数ということのご指示がご

ございましたので、こちらのほうに記載させていただいております。令和元年の3月、今です、ね、現在ということで、四番町住宅のほうは39年4カ月経過、区営四番町アパートのほうはちょうど34年経過と、1986年3月竣工ですので、ちょうど34年の経過という形になっております。

スケジュール資料の説明については、以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

住宅課長。

○加藤住宅課長 もう一つ、その下に参考資料としまして、公営住宅のほうの法定建替、それと任意建替及び区の建替要綱による規定の一覧表のほうをご用意させていただきました。こちらにつきましては、左から法定建替、任意建替、区の建替要綱と、それぞれ、それに伴う手法といったところで、それぞれ居住者の方々にどういう形で何をするのかといったものを一覧であらわさせていただいているものでございます。それでは、ご説明させていただきます。

まず、手法の一番上、通知でございます。こちらにつきましては、法定建替の場合は、公営住宅法、下のほうに注記で、「法」「令」「要綱」と書かせていただいておりますが、「法」は公営住宅法になります。なので、公営住宅法に基づきまして、建てかえについての通知のほうを行わせていただくと。任意建替につきましては、これは公営住宅法で規定がございません。そのため、それを補完する形で区の建替要綱で除却しますよという旨の通知のほうを行わせていただきます。

続きまして、2行目の明渡し請求になります。こちらのほうは、法定建替は法に基づいて建替事業の実施を通知した後に、明渡し請求のほうが可能になると。任意建替につきましては、これは法による規定がございません。借地借家法の規定ということで、正当な事由が必要になるというところがございますが、区の建替要綱のほうをごらんいただくと、要綱5条に基づきまして、入居者の方々への建替事業の実施を通知した後にこちらの請求が可能になるということで、やはり法を補完させていただいているというものでございます。

それから、明渡し期限でございます。こちら、法定建替の場合は、明渡し請求の翌日から3カ月を経過した日以降の日を期限とすることができます。この期限が到来した場合には速やかに明け渡さなければならないという形になってございますので、ここは法定建替の厳しさがわかる文章かなと思います。その右でございますが、任意建替につきましては、こちらについては法の規定がございません。そのため、区の建替要綱につきましては、請求の翌日から六月を経過した日以降の日ということで、こちらのほうを補完させていただいているというものでございます。

その下、入居者資格の特例ということで、法定建替につきましては、法40条に基づいて、収入基準等の入居者資格につきましては問わないという形になります。任意建替のほうも入居資格は問わないとなっておりますが、区の建替要綱につきましては、最終入居者のうち法に定める資格を満たす者が、建替住宅以外の区が管理する住宅へ入居したい旨を申し出た場合については、資格を満たす場合には入居させることができます。その下ですが、最終入居者のうち、法に定める資格を満たさない者についても、区営住宅以外の区が管理する住宅へ入居させることができるという形になってございます。

その下、新たに整備される公営住宅への再入居でございます。法定建替につきましては、こちらが入居が必ず保障されております。任意建替につきましては、再入居が可能となっております。区の建替要綱につきましては、こちらのほうも再入居を保障という形で、任意建替を補完している形になります。

その下でございます。仮住居については、法に基づき、必ず仮住居の提供を保障しなければいけないという形になってございます。任意建替については、この規定はございませんが、任意建替を補完する形で、要綱に基づいて必ず仮住宅を提供する、と。

その下、説明会でございます。法に基づいて説明会を開催する等入居者の協力が得られるように努めなければならないということで努力規定となっております。任意建替については、これの規定はございませんが、それを補完するために要綱で法定建替と同様の記載のほうをさせていただいております。

移転料でございます。こちらのほうは、移転料につきまして、必ず支払いを保障するというものでございますが、任意建替にはそちらの規定がございません。それを補完するために、区の建替要綱上、必ず支払いを保障するというふうにしてございます。

また、家賃の特例ということで、法定建替につきましては、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の最終家賃を超えることになり、そういう場合については居住の安定を図るため必要とときに5年間減額をするという形のものが公営住宅法の施行令で決まっております。任意建替につきましても同様の形になってございまして、それを改めて建替要綱の中でも、同様に5年間の減額をすることができるという形で補完をさせていただいているものでございます。

説明は以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、委員からの質疑、質問を受けたいと思います。

○岩田委員 これはもう、まとめて質問しますね。資料の4-1から4-4までのこの契約、今からこんなことを言うのはなんですけど、もしも、今、現段階でこの契約を結ぶことがなかった場合、先方に支払う違約金というのは発生しますでしょうか、というのが1点。じゃあ、これは議決して契約をした、その後、やっぱりそれ契約がなくなったということがもしも起きたら、それぞれ違約金というのはどれぐらい発生するんでしょうか、教えてください。

○平岡契約課長 今、現時点では仮契約の段階に入っております、本契約は締結はしておりません。この段において契約を締結しなかったとして、相手方に対して賠償を払うというようなことはなかろうかというふうには考えております。ただし、契約を締結した後のお尋ねが2番目であったかと思いますが、そうなった場合についてなんですけれども、まだ事業者が事業を何らかの形で着手していれば損失のようなものは発生するかと思いますが、契約が締結できておらないというような今の段階ですので、どの程度、損失額が明らかになるのかというようなことは具体的にはおはかりしかねる内容のところでございますので、何ともしよとお答えはしづらいというふうに考えてございます。

○岩田委員 民法上で定められているように、業者が資材を発注したりして、もう工事ができるよという段階にまでなったら、その資材の分とかは損害というふうに認められるという考えと同じでよろしいんでしょうか。

○平岡契約課長 契約を締結をさせていただき、契約の締結の翌日から工期となりますが、その間において今、岩田委員がおっしゃったような実行行為が何がしか行われたということでありますならば、その程度に依拠してというようなことは考えられるかと思えます。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

○桜井委員 法定建替と任意建替のところはいろいろと質問したいところですが、その前に、4-1から4件についての契約の説明を先ほどいただいたので、これのところで質問をさせていただきたいと思えます。この4件の中で4-2のところ、公共施設の電気設備工事のところの予定価格が8億3,500万に対して6億6,800万ということで、ほかの案件、3件の案件と比べて、この落札価格というのがほかよりも非常に安い金額で落札をされているように見えるんですが、もちろんいろいろな工事内容だとか条件というものを付して、それがかなうということが前提で落札という形になったと思えますけども、このことについて、区として何か説明をいただくことというのはありますか。特にそういうこと、傾向はありませんというんだったら、それでも結構ですよ。

○平岡契約課長 新築電気設備工事の落札率、ほかの契約の落札率はそれぞれ調べておりますが、実際に今回の工事に関しましては、最低制限価格を設けさせていただいて契約を、締結を、入札を実施したというようなところでございます。ほかの工事と比べまして確かに落札率が低いのですが、電気設備工事に関しましては、おおむね大体このぐらいの最低制限価格を設定させていただいたので、業者の皆様がそこを大体の判断をされた上で応札を下さったのかなというふうに考えてございます。

○桜井委員 各業者の方たちが、大体こんなものだろうということを設定をして落札したんだろうというご答弁だと、ほかの3者はどうしてそういう価格にならなかったんでしょうか。

○平岡契約課長 ちょっと具体的に工事の業者にそれぞれお尋ねをさせていただいたものではございません。近似のものとしまして、工事が同じような大規模な工事がございますので、電気設備それから建築工事、それぞれの業者さんがそれぞれの契約をつかんで札を入れてくださったものというふうに考えております。ただし、工事費も年々上がっていることと思ひまして、落札率がほかの工事種目のものは高くなっているものもあるのは、やはり近似、ここまでやっぱりデッドラインと申しましょうか、損益があるというような判断で各者がそれぞれに金額を考えて入れてくださったものというふうに考えております。ただ、電気設備工事だけはそういったことが影響して落札率が低くなったのではないかなというふうな予想が立てられます。

○桜井委員 余りよくわからなかったんですけど、当然、業者によって得意・不得意という、得意分野だとか、不得意分野だとかということもあるでしょう。その中で、それが反映されたものなのかなというふうに、今ご答弁をいただきながら、そういうふう感じたんですけど、まあ、区としてほかに何かつかんでいるものはありますかって最初聞いたときのお答えはなかったんですけど、恐らくそういう落札をするときに、特に今回のように四つの落札、分野に分けての落札という形になると、そういうようなことになるんだと思ひました。

それで、この工事の項目として電気工事があったり、空調工事があったり、また、排水

だとか衛生だとかというような、こういう大きなくくりになっているんですけども、ちょっと私もあんまり素人でわからないんだけど、こういう大きな工事の契約を結ぶときに、全体、一番、4-1のところと全体のところの契約という形で出てますけども、この後ろの三つについて、それ以外に何か工事を今後、落札、契約をしていかなければいけないといったような、そういうような、何ですか、工事というか、そういったものはあるんでしょうか。

○加島施設経営課長 この四番町公共施設に関連して、今回、議決ものなのでこの4件なんですけれども、もう一つは、エレベーター工事が別途でありますので、そちら別途発注ということで、その1件が工事関係のということになります。

○桜井委員 そうすると、それはそれで、またこの三つの、あ、四つのその契約が議決ができた後に、そのエレベーターについては出てくるということで理解してよろしいんですか。

○加島施設経営課長 エレベーターのほうは議決ものにならないものですから、今回のこのあれには入っていませんけれども、一応、契約の手続はもう既に行っておりまして、同時期に契約できるような形で今整えているというような状況でございます。

○桜井委員 こういう別々の契約、それも別々の会社で事業を行っていくということになったときに、コンダクターというか、普通だと設計会社がやるわけですよ。今回のこの場合には、それぞれの会社が落札をされて工事の請負をやるということになってくると、そういったことの指揮をとられるというのは、これは区の営繕でやるんですか。または、この一番最初の4-1のところの中に含まれてくるんでしょうか。

○加島施設経営課長 もちろん営繕部隊が主で入りまして、ただ、常駐という形にもいきませんので、こういう大規模に関しましては監理委託、委託がまた入るといった形になります。この工事とは別に、工事監理委託業務というものを発注するという形になります。

○桜井委員 はい、わかりました。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

○林委員 桜井委員と同じで、4-2の新築電気設備工事って、やっぱり、まあ、算数は弱いんですけど、7割台の落札率で、相当ほかの9割だ、8割だというのに低いんですけど、どういうところが違うのかってまいちわからないんですね。自分もマンションで、例えば防犯カメラをかえるとき、安いところもある、高いところもある。で、全然値段が、ピンからキリとはあんまりいい表現じゃないのかな、上から下まで相当幅広にあるんで、仕様というのが、ほぼこの4者の入札で同じようなものなのか、それとも機種が違って、ああ、これなら型おくれだから安いねとなっているのか、どういう位置づけなのかという確認がとれないと、落札率が96%、97%とあるところと79%ぐらいだとちょっと違和感を感じるんで、そこをしっかりと説明を、契約議案なんでしていただきたいんです。

○加島施設経営課長 仕様に関しましては、業者さんが決めているというよりも、我々のほうで工事発注の図面の中に仕様をうたっておりますので、そちらのほうでやっていただくという形になります。

まず、金額なんですけれども、実施設計図というものをつくりまして、そこから数量だとか、物の仕様だとか、そういうものを換算しまして、区の単価表だとか、公に出ている

物価本、それとあと見積もり関係ですね、そういったものを価格設定して、区の発注の価格に関しましては妥当ではないかというふうに考えております。過去に大型工事をやったときに、やはり経済状況だとか、そのときの状況で、やはり高どまりになったり、結構、入札価格が低かったりだとかということころはあったというような状況かなというふうに思っております。今回、先ほどから落札率ということであつたんですけども、実は建築工事のほうも、今回のやつ、82%ぐらいでかなり低いという、かなり低いというか、過去何年間でやった中でもかなり低いのかなというふうに思っています。

電気設備工事も、もうこの最低80%ということで、これもかなり低いと。次の設備、空調のほうは96%、給排水のほうも96%ということになっております。我々のほうも、電気のほうはちょっと聞いてはいないんですけども、ゼネコンのほうにこの価格はどうなんだろうということ聞いております。

それに関しましては、特にこのオリンピックだとか首都圏のマンション状況、こちらが一段落をしたというような形で、かなりそういったところで、この建築のほうのゼネコンさんに関しては、もう今、とりに来ているというようなお話が、もう正直、昨年からあったというようなところなんです。これ、たしか日本経済新聞か何かの5月の記事にもそういったようなのがもう載っておりましたので、かなりそういったところで落ちついてきたということで、かなり工事をとりたいということで、建築だとか電気に関してはそういった背景があつて、この落札率になってきたのかなというようなところがございます。一方は、で、設備のほうに関しましては、そういったところまで行っていないというようなところであれば、予定価格も公表してますので、なるべく高目でとりたいというようなところがあったのかなというような状況、そういったところが考えられるのではないかなというふうに思っております。

○林委員 落札率に限って、確かに1の工事の82%で、大成さんと本間組さんになっていると。ピークアウトが建設業界で起きてきているというのは、これは四番町のこの公共施設設備が当初の計画どおりに進んでいたとしたら一番高いピーク時になっていたのか、幸か不幸か後ろに先送りになったので下がってきたと、理屈的にはそうなるんでしょうけど、ちょっといまいち、8割をかけてどの線が妥当なのか。82%と79%の違いをこの場で確認するというのも、一個一個点検していくのも変な話になってしまうんで、大きな契約の請負工事の金額なんですけど、もう少しわかりやすく、何となく建物だったら、そうか、ピークアウトだから、建設の現場に携わる方の人の確保もやりやすいのかなと、現場の機器も借りやすいのかなと、高いピーク時よりも、レンタカーだって安くなるんですから安くなるのかなというんですけど、電気設備のところというのは、何となくそんな大型なものですか、大きな人数が金額からいっても集中するようなところではないんで、もう少しこの79%の落札率でサンテックさん、二番町、近所なんでもいいのかもしれないんですけど、わかりやすくインターホンでも型落ちじゃなくて、まあいいものですよとか、防犯カメラもまあこの守備範囲の中だったら上できじゃないですかとかという合理的な説明をしていただいて、だったら79%もなるほどねと、安くてよかったねという形にならないと、なかなかこの落札率の話がうまくいかないというのが一つ。

で、もう一つが、新聞の話をされたので、国のほうで国交大臣って、自民党の閣僚じゃないんですけど、オリンピック、まあ、コロナの関係でちょっと工事をストップしてもい



いんではないかという話で、2月3日に判断するのは難しかったのかもしれないんですが、実際、不足なり、何だ契約のときにこれからどういう進捗状況に、この新型コロナウイルスのができるかどうかわからないんですけど、何らかのあるんですかね、特記事項みたいな形で、もしもの場合のときには、要は全面封鎖になったときはおくれても大丈夫ですよと、この金額でもと。それとも、それこそ違約金を、工事を実際始めました、ところがストップが入ってしまったとかという形になったときの保障なりが上乗せかかってくると、結局、何だ、予定価格と一緒にだったんじゃないかとか、また専決かとか、また議決の案件になってしまったとか、金額のぶれが最近多いんで、その辺のどういう契約の仕組みになっているのかというのを2点、説明していただけますか。

○加島施設経営課長 まず1点目、その電気の落札率が低いということで、ちょっとこれ想定でしかお答えはできないんですけども、電気工事とその他の機械、両方合わせて機械設備工事というふうに言わせていただきますと、電気のほうが手間だとか、そういったものがかなり大きいと。機械のほうは、もうその物という形なので、物の価格でやっている部分が多いので、そういった電気のほうの積み上げてきた手間に関してのところを少し安く抑えることによって落札率をかなり下げることができたんじゃないかなというふうに思っています。この人工代を安くするというのではなくて、手間賃を安くするというような形で、そういったものが考えられるのかなというふうに思ってます。建築のほうも同じようなものだというふうに思ってます。

一方で、コロナウイルスのものなんですけれども、もう既にこの四番町に限らず、建築の工事なんかに関しましても、もう材料がちょっと今発注しても滞っているというような話もちろちらと聞いております。そういった中で、とりあえず今、国交省のほうからは、施工中の工事におけるコロナウイルス対策の対応についてということで、そういった通知文は来ているんですけど、まだこれから施工する前、施工する段階での準備ですね、その段階での今後のというのはちょっとまだ来てないので、今後、やはり長引けば、かなり相当、四番町の公共施設に関しましても影響を受けるだろうなというふうに思っております。ただ、今影響を受けているのは、先ほど言ったように材料です。材料、中国製だとか、そういった部品がないと物がつくれないというようなところなのかなというふうに思っております。一方、四番町のほうの工事に関しましては、最初、解体だとか、そういった工事なので、その材料にはとらわれないかなというふうには思っております。ただ、人工、人ですね、人に関して、やはり制限するよということになってくれば、やはり四番町のこの公共施設に関してもかなり影響が出てくるのかなというふうに考えております。

○はやお委員長 いいですか。

○林委員 えーと……。いいです。ええ。（「もう出てこないんじゃないかな」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 議案の審査に当たりまして、資料要求をさせていただいたわけなんですけれども、きょう、工事工程表というのと法定及び任意建替の一覧表というのは出たわけですが、このほかに、みらいプロジェクトのスタートから、これだけ変化の多い、もう民間では考えられないほどの変化を重ねてきた計画であるだけに、その金額比較であるとか、ス

ケジュール変化であるとか、そこが変化と現在状況がわかるものを出していただきたいということを申し上げたはずです。

それから、もう一点、メトロ関係、日テレ関係の対外的な契約変更なり、新規契約なりの文書取り交わしの経緯・経過がわかるものを出してくださいというふうに申し上げたはずなんですけれども、きょう、ここに出てこなかった理由と考え方について、まずご説明ください。

○加藤住宅課長 まず、日本テレビさんと東京メトロさんとのさまざまな協議の状況についての資料要求のほうをいただいております。ただし、現在まだ双方とも協議中ということで、まだ取りまとまったものがないというところで、申しわけないんですが、そちらについては現段階ではお示しすることができないということでございます。

それから、この四番町の公共施設関係のスケジュール関係でございます。さまざま金額が動いているといったこと、こちらについてはさまざまな場で資料のほうを出させていただいているつもりでございます。ただ、見つらい、わかりづらいといったところがあるかとは思いますが、資料としては今まで出したもので読み解けるかなというふうに思っておりますので、今回は資料のほうを出さなかったというところでございます。（発言する者あり）

○はやお委員長 ちょっとね、休憩します。

午後3時25分休憩

午後3時37分再開

○はやお委員長 再開いたします。

休憩前に引き続きまして確認したい。今、答弁のほうについては、一つは、みらいプロジェクト等々よってのスタートのときの計画、スケジュール、金額というのはどうなっているのか。これについてはきちっと明らかに委員会のほうに提出するべきではないのか。だけど、既にご提示させていただいてますよという話の中から来ているけれども、この辺の答弁をもう一度、ひとつ。

そして、日テレ、メトロの今後の協議中の話、これにつきまして、今、小枝委員のほうからは、メトロにしても日テレにしても、特に日テレなんかについては今後のスケジュールにも大きく影響してくると。そうすると、経費にもかかわってくるのではないかなということなので、ここのところで答弁を、所管外の話であれば、そこを含めてお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。答弁を求めます。

○松本環境まちづくり部長 東京メトロ及び日本テレビとの交渉状況につきましては、意思決定に至るまでの過程についてはさまざまに区議会からもご指摘をいただきまして、私どもでもきちんとその結果だけでなく、その経過的に、いつ、誰が、どこで会って、どういったことまでが決まったというような経過も重要なところをきちんと記録に残すような形で仕事を進めようということで、これは全庁的に申し合わせております。それで、両方とも現在、まさに交渉中でございますけれども、その一定の結論が出た段階では、結果だけでなく、そうした過程も含めてご報告をできるような形で現在、準備を進めておるところでございます。ただ、申しわけないんですが、かなり交渉が微妙な最終段階に近づいている段階なんで、ちょっと詳細につきましては本日はご容赦いただきたいと思っております。

また、この四番町計画がいろいろこれまで紆余曲折をして現在の計画になったという、その過程のスケジュールあるいは金額、そうしたことについて、これまでさまざまな委員会において、さまざまな資料はお出ししてこれまで進めてきたわけですが、ちょっと、本日のこの委員会にそうした資料をご用意しなかった点につきましては、おわびしたいと思います。

○はやお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 始まりのほう、メトロさんと日テレさんの対外的な交渉の考え方についてなんですけれども、公文書のあり方として、物事が全て進んで、さらに事後に検証するために公開をできるようにしておくという言い方だったんですけれども、いつ、どこで、誰が、何をどうするまでやってしまうと、それは、どうするということは民間の会社のほうの意思決定過程とか、対外的なことがあるでしょうから、そのところは出せない部分があるというのは理解をしますが、もう既にきょうのこの公的なやりとりでも明らかのように、交渉しているということは明らかになっているわけですから、そこを、いつ、どこで、何を議論しているのかということまでも全部非公開でマスキングしたままゼロの状態で議決を求めてくるということになると、その議論の全く熟度がない中で先に行って、それがこれまでの繰り返しだったわけです。公費増大、結局、区民、議会にお約束した、最初は、この一番最初は50億だとか、次は81億だとか、そういうふうに言って約束してきたことが、いや、やってみたらこんなことがありました、常にやってみたらこんなことがありましたという未知な増大を招いているという実情があるので、この件に関しては、しっかりとその議決に当たっての前提条件として、どうするまでは要らないから、どんなことをどのように協議しているのかというのはちゃんと示す必要があるだろうと、プロセスを。そうではないと、全く闇の中の口約束の話になってしまって、本当に目を見て信じてくれというレベルの話で、そういうことには、やっぱりならないということなんですよ、税金の使い方として。これは、やっぱり区民の税金だから。逆に言うと、そういう過ごし方をしちゃうと、人のお金だから、もう幾ら膨らんでもいいんですよという役所の仕事の仕方になっちゃうんですよ。そこは緊張感を持って、ちゃんと誠実に出せる限度をしっかりと出してもらいたい。

○松本環境まちづくり部長 日本テレビとの交渉につきましては、先日の本会議場で子ども部長から答弁いたしましたとおり、日本テレビに対しまして、令和7年3月までの使用貸借の延長を申し入れて、それに対して現在、先方からの返事を待っていると、そういう状況でございます。

また、メトロとの協議につきましては、当然に地下通路を永田町駅に接続するという点につきましては、まず、これから道路下に掘る通路の工事をどちらがやるか、あるいはその費用負担をどうするかですとか、あるいは、まさにその通路の所有権をどちらが持つかとか、そうしたことが当然決まらないうちに着工できないわけでございますので、そうしたことについて現在、交渉をしておるところで、かなり詰まってきたので、もうしばらくお時間を頂戴したいという状況でございます。

○はやお委員長 で、今、ちょっと整理をするんだけど、メトロの今後、協定を結ぶのか、云々かんぬん工事の話も出てくるでしょうと。このところについては、あくまで

も2期工事というわけではないけれども、仮住宅のほうの工事のオプションの工事だから、だから、一応その仮住宅としてできるということはまず確認をしたい。それができて、今後の話というのは、一応、今後の話として整理が出てきたときということなんで、とりあえず今回の請負契約とは切り離して考えられるよね。

あと、もう一つ、この令和7年3月までに延長を先方に、まあ、延期していただくということを申し入れたということの中で、今、小枝委員のほうから出てきているのが、それとスケジュールが延びることがもしだめだったときに、またどういうふうにするのかという話が出てきている。でも、たればの話はできるわけではないんだけど、この辺はどのように――えっ。

○小枝委員 今って、休憩中。違うの。

○はやお委員長 いや、違う。その話は……

○小枝委員 どうして、その。うん。

○はやお委員長 答弁で今言ったからね。だから、そこが、そこは確かに、今、小枝委員がおっしゃるように、今後の経費として新たに積み上げる、急にだめということになったら今後のスケジュールとお金の面も違ってくるよね。そこは明らかにして、今回の契約案件としてという話としてなのか、そこをちょっともう一度整理して小枝さん、質問してください。

○小枝委員 日テレの仮園舎に関してはそういうことだと思っていますが、メトロのほうに関しては、そもそもこれを切り離すということになると、メトロにとっても出口が必要だという話が、できればこういうところまでというふうになっていった話が、メトロの中の優先順位はともかくとして、こちらがこの話をスタートしてしまったがゆえに、その地下通路をどうするかということになっているわけですから、本来、メトロ側から来れば、かなり全額近く3点セットでメトロ側がやれる、積み上げてできる話だったわけです。だから、これを切り離すという考え方は非常に困難で、この話とやっぱり一対なわけです。で、しかも技術的にどうなのか、あるいは地下構造物がどうなのか、しかも、じゃあその電気代やら清掃費やら、工事費までどうなっているのかということが、きのうのきょうの話で言っているわけじゃないんですよ。もう2年もずっとやっている中で、協議を今詰めているところですよ、詰めているところですよってここまで来ているので、そこは出てこない限りは井勘定。区民から見ればですよ、井勘定で、結局、人のお金だから、ね、それは議会の姿勢も問われるわけで、そこをクリアにしないで、可能な限りクリアにしないで先に進むということは、議会そのものが監査請求されるかもしれないぐらい私は重要なことになってくると思うので、ちゃんとしていただきたいと思います。

○はやお委員長 休憩します。

午後3時47分休憩

午後3時53分再開

○はやお委員長 じゃあ、再開いたします。

それでは、いろいろ関係のところはあると思いますが、どうでしょうか、ほかにご質問。

小枝委員。

○小枝委員 今まで申し上げたとおりなんですけれど、先ほど岩田委員のほうから違約金

発生の云々という話もありましたけれども、この議決の前後というのは非常に重たいところがあるわけです。それで、議決をした後に、さらに金額が増大するということを、繰り返しますけども、何度もこういうことで何度か繰り返してきたという、この議案でもあるがゆえに、そここのところはちゃんと資料として出していただくというふうな形で判断をするということが大事だと。何でそういうことを言うかという、そして、ちょっとこの工事工程表というふうな中に入っている——あ、いけない。

じゃ、何でそういうことを言うかという、この、きょう、資料で、参考資料か。参考資料なんですね、で出された工事工程表というのが出てきていて、これを見ても、その期間、この令和6年の10月で竣工するというふうにして書いてあるわけですがけれども、それがそのとおりなるのかならないのか。こうやって先ほど、加島課長のほうから説明された、この4月からやりますよと。で、10月から地上解体やりますよというお話になってきているわけですがけれども、これが現在の居住者の、これは後で木村委員のほうからされると思いますけれども、以降云々によっては、これ当然、この日程どおりに進まないということは、もうみんなわかっているわけですよ。そういう、この状況の、（発言する者あり）日程が増大すれば経費が増大するわけで、経費、その、この間繰り返してきたことをまた繰り返すということになってしまうわけです。で、それは、何度も言いますが、区民の税金で、最小の費用で最大の効果を上げなければいけないという財政上の考え方からしたら、かなりこれはもう異例続きの状態であるということもさらに繰り返すということをして、先ほどの別議案であった監査請求じゃありませんけれども、これはもう区民に議員が説明をできないという事態になってしまうわけです。

ちょっと私の資料要求のところでも1回とどめないと、委員長のほうとしても運営を困っちゃうと思うので、そういう点で、私のほうとしては、日テレとの土地の交渉の過程、本当にこれが、それじゃあ、2025年の3月ということで、あるのかどうかということも詰めなければならないし、その議案の前提としては、少なくとも2024年の10月まではいいよという確認が、ある程度のところまでとれていないと、仮々園舎をつくらなければならないかもしれないということもあるし、これは私の考え方だけでも、もう先方さんに、ただで借りるんじゃなくて、お金を払って、ちゃんと賃料を支払うべきではないかというふうなことも思うわけですが、そういうところを今まで何となくいいかげんな関係の中で成り立ってしまっていることが、この事態を生んでいますので、すっきりさせてもらいたいんですよ。何回変化があって、どれだけ金額が変わって、今の段階で確実に期間が延びることはない、費用が伸びる要素があるとしたら、これだけだ、もしくは、もう伸びる要素はない、そういうことをはっきりとさせた上で、その上での価値判断はあると思います。

で、住民意向の意向調査の結果が、これは後で木村委員のほうでされると思いますけれども、（発言する者あり）どこまでとれていて、それで住宅の人、区営住宅の人とアパートの人、これもきょうの議案の中でありましたけれども、景観だったら、法律の、法定の景観条例ならば指導ができるけれども、これまでの条例はお願いベースだと言っているわけですよ。要綱ですよというようなことも、どうなのかということをやっぱりクリアにした上で、やっぱり責任持った判断を、イエス・ノーつけていかなきゃいけないと思うので、資料をしっかりと、この定例会の期間内でしっかりと出していただいた上で、議論を

させていただきたいというのが私のお願いです。

○はやお委員長 はい。

今、小枝委員のほうから、資料要求が頭出しのときにされていたと。その中で、みらいプロジェクト等のスケジュール並びに金額、金額ベースの話についての、これはやっぱり区民に対しても説明することだから、しっかり資料をしてくれということに関して、資料ができていないということは、まず事実として確認します。で、これはいつやるということとは、ちょっと今、ここはとりあえず保留にさせていただきます。

あと、日テレの協議中であるということは、先ほど本会議での答弁があったように、令和7年3月まで延長を要請したと。でも、こここのところについては、非常に今後の経費、そして、またスケジュールにも非常に相関する、また、延長するという、流動的な要因であるということは、今の話の中でもある程度確認できるかと思います。だから、ここも課題としてはわかりました。

あと、メトロのこの辺のところについての内容については、非常にセンシティブ、相手のあることですので、こここのところについては、ちょっと別の場を設けて整理する内容なのかなと。

今、一応、資料に関しては、一応、そういうところで今とどめておきます。それで、ほかにありましたら、ちょっと、いろいろ諸課題について質疑がありましたら、そのところで明らかにして、ちょっと、このところで、また皆さんにお諮りしたいことがありますので。はい。

ほかにありましたら。

○木村委員 今回の契約議案の前提を確認するという意味もありますし、新築工事の工期にもかかわってくるだろうというふうに思いますので、ちょっと、この参考資料を踏まえて何点か伺いたいと思うんです。

まず、本会議の質問で、四番町の区営アパートの建てかえ事業は、現時点では公営住宅法に基づく任意建てかえ事業に該当するというお話がありました。でも、先ほどの参考資料にもあるように、任意建てかえについては、公営住宅法の規定って、ほとんどないんですよ。明け渡しの通知、請求、期限、公営住宅は規定していないんですよ。これは公営一私も公営住宅法を何回も読んだけれども、任意建てかえって出てこないのよ。公営住宅法に基づく任意建てかえ事業に該当するというふうに答弁されているんだけど、公営住宅法のどの条文に基づいて任意建てかえが規定されているんですか。どの条文が規定しているのか、ご説明ください。

○加藤住宅課長 任意建てにつきましたの、そもそもの法的な位置づけといったところのご質問かと思えます。

おっしゃるとおり、法定建てかえに比べて、任意建てかえのほうの規定の施行の記載のほうは、確かに、ほとんどというか、任意建てかえという手法は載っていないところですよ。

○木村委員 載っていないんです。はい。

○加藤住宅課長 ただ、すみません、ちょっと、こういう太い冊子なんですけど、『公営住宅整備・管理の手引Q&A』という、まさしく国土交通省の住宅局のほうで監修している、取りまとめている冊子の中に、任意建てかえとは何ですかといったところの答えが載っておりますので、すみません、そちらをちょっと読み上げさせていただきます。

任意建てかえとは、公営住宅建てかえ事業、こちらの公営住宅建てかえ事業がまさしく法定建てかえと言われるものです。これ以外の建てかえをいい、敷地が狭小であったり、戸数要件などの法定建てかえの要件を満たすことができない場合に行われますということになります。法律上の手続につきましては、その住宅の用途廃止を実施し、その敷地または別の敷地に新たな公営住宅を整備するという形式をとります。

ですので、まさしく任意建てかえという形の記載のほうはございませんが、整理とすると、そういう形になります。それが任意建てかえの位置づけとなります。

○木村委員 つまり、一般的に公営住宅の建てかえといったら、法定建てかえしかないんですよ。ですから、公営住宅法は、公営住宅の建てかえ事業とはということで要件を定めているわけですよ。この要件に該当する建てかえが法定、いわゆる公営住宅法で根拠とする法定建てかえ事業と言われているわけで、これに合わないのは全部任意建てかえなんですよ。法定だったら、明け渡しや建てかえ計画や仮住居やということで、規定があるわけですよ。しかし、任意建てかえは、この規定が該当できないから、ここにもあるように、明け渡し請求ができないわけですよ。

だから、今回、この公営住宅法の考え方に基づけば、区営アパートの皆さんに明け渡し請求はできないと。明け渡し義務を課することはできない。これは住宅のほうは公営住宅法に基づく法定建てかえになりますから、明け渡し義務を課することはできるんですよ。正当事由は問わないんです。しかし、区営アパートについては、明け渡し義務を課することができないから、正当事由が必要になり、正当事由が有効か無効かというのを判断するのは裁判所ですからね。区はこれが正当事由だから明け渡してくださいと言えないわけですよ。そういう性格のものなんだということを承知されているかどうか。

○加藤住宅課長 今回の任意建てかえ、そもそも任意建てかえというものが、今まで行われているか、行われていないかということで、まず、ご答弁申し上げれば、全国的には、任意建てかえ、それはもちろんございます。まず、それが前提とありまして、先ほどの、すみません、Q&Aのほうを使わせていただくんですが、任意建てかえと法定建てかえの違いは何ですかという問いがあります。そのアンサーでございますが、両者の違いは、法定建てかえが、公営住宅法上、定義やその手続などに明文があることに対して、任意建てかえ、家賃の特例など、間接的に規定があるにとどまります。主な法的効果の違いは、次の2点です。

まず、1点目です。除却のための入居者に対する明け渡し請求についての借地借家法適用の有無でございます。これは先週末の木村委員のほうからの――あ、先週末じゃないですね。失礼しました。先週木曜日の質問にもございましたとおり、任意建てかえについては、借地借家法が適用されるということで、任意建てかえについては、借地借家法が適用され、正当事由の有無が判断されるということです。

2点目です。新しく整備された公営住宅への再入居の保障、これが2点目となります。法定建てかえについては、跡地に新しく整備された公営住宅の再入居が保障されていますが、任意建てかえは、新しく整備された公営住宅の再入居が法律上保障されているわけではありません。ただし、再入居の保証についても、新しく公営住宅を整備する場合には、ほとんどの場合、再入居を認めている場合が多く、その結果、任意建てかえについても、通常、借地借家法の正当事由は認められていますので、実際の差異はほとんどないと考え



てよいでしょうというふうに文章がまとめられています。

ですので、先日、環境まちづくり部長のほうからご答弁申し上げた正当な事由といったところにつきましては、さまざまな状況がありますが、もう、先ほども施設経営課長の資料、参考資料のほうの説明でもありましたとおり、四番町アパート自体は、築34年を経過しておりまして、設備の老朽化、また機能更新が必要な時期、それに加えまして、住んでいる方々も高齢化して、また、その高齢化に対応したバリアフリーにない。また、居住者間のプライバシー、またセキュリティなどの機能が乏しいと。そういった意味で、これら機能の向上をさせることが現状では非常に困難。また、併設施設の利用状況も総じて考慮した。また、経費も含めて長期的な視野に立って、居住者の方、利用者の方、地域の皆さんの負担を勘案し、2棟1棟建てかえが最も望ましいという形で、総合的に判断させていただいたというところ。また、もう一つが仮移転先の確保、また移転費用の補償など、条件も適切なものであるというふうに考えて、今回、これをもちまして、区としては正当な事由というふうに考えてございます。

○木村委員 うん。そういうご答弁でした。（発言する者あり）

その正当事由がね、本当に有効か無効かというのは、これはまた裁判になった場合には、居住者が合意しない場合は、裁判所が判断するということになるわけですよ。

それで、今も課長のほうからご説明がありましたように、法定と任意の場合、法定だと明け渡し義務を課すことができると、正当事由は問わないということなので、それでも裁判になるケースというのはいっぱいあるんだけど、しかし、任意の場合は正当事由が問われる。それは借地借家法の適用だからだと。だから、区営アパートの方に、公営住宅法上は明け渡し義務を課すことできないわけだから、あなたは何月何日までに出てくださいという通知は、今の段階では難しいんじゃないじゃありませんか。明け渡し義務は課せないでしよう、公営住宅法上。

○加藤住宅課長 四番町アパートの居住者の方々には、公営住宅法上の明け渡し請求は確かにできません。ただし、こちらの、先ほど……

○木村委員 いいです。その後、またするから。

○加藤住宅課長 あ、それでいいですね。はい。すみません。

以上です。

○木村委員 公営住宅法上は、明け渡し義務は課せないんですよ。これは国交省が言っているんだから。任意建てかえの場合、そうなんだから。

それで、区が独自の実施要綱をつくったというふうに言っているんだけど、これは本当に有効なのかどうかなんです。もし、任意建てかえに当てはめるというやり方だと。私は、憲法とか公営住宅法に抵触するんじゃないかと思います。この実施要綱は。もし、これが法定建てかえの実施要綱だとか、あるいは旧区立住宅だけを対象にしたものですよというんだったらともかく、任意建てかえにも、この実施要綱を適用するといったら、私は、これね、公営住宅法上問題だと思うんですよ。だって、公営住宅法上は、明け渡し義務を課せないと言っているのに、実施要綱では課しちゃうんですよ、明け渡し義務を。条例だったらともかく——条例だったら、法令違反だから無理だけれども、条例だったら、少なくとも議決というね、千代田区としての団体意思が決定しているわけだから。ところが、実施要綱といったら、行政だけでつくっちゃうのよ。議会は関与していないんだから。



議会が関与していないもとの実施要綱を勝手につくって、任意建てかえでも当てはめるといって、明け渡し義務を課するというやり方が、これ、許されるのかと。

これ、千代田区の区営住宅条例、区営住宅条例、ありますでしょう。区営住宅条例の第2条の6項で、区営住宅条例の第2条の6項で、区営住宅建てかえ事業という定義の説明があります。その中で、区が施行する法第2条第15号に定める公営住宅建てかえ事業のことをいうと。公営住宅法第2条第15号というのは、法定ですか、任意ですか。

○加藤住宅課長 もちろん、こちらに記載していますのは、公営住宅法上の法定建てかえ事業のことです。

○木村委員 区営住宅条例でも、法定建てかえ事業しか定義づけていないわけですよ。普通ね、私、幾つかの——幾つというか、10幾つの自治体の建てかえ実施要綱って、公営住宅の建てかえ実施要綱を調べました。任意建てかえの実施要綱なんかを定義してあるのはどこにもないですよ。大体、公営住宅あるいはその自治体の公営住宅条例を具体化するために、法定建てかえを実際実施するために規定したのが実施要綱なんですよ。公営住宅法でも、区営住宅条例で定義している建てかえと違う任意建てかえ事業を、行政だけで決められる実施要綱で進めて、それに基づいて明け渡しを迫るというやり方がね、これ、許されるはずないんですよ。

ですから、この実施要綱、先ほどの参考資料で、区の建てかえ要綱で、ここで建てかえ事業の実施を通知すると。で、明け渡さなければならないということを規定できるとかというのは、これはあくまでも法定建てかえの実施要綱なのではありませんか。区の実施要綱は。

○加藤住宅課長 まず、こちらの実施要綱でございますが、区立住宅の建てかえ及び、これは読みかえるのであればということになります。まず、条例自体は法定建てかえのほうの記載をしてございます。要綱自体は、法令建てかえ以外の、要は任意建てかえのための要綱の立てつけとなっております。なので、今回の四番町アパートの建てかえ事業のほうで使わせていただくというのは、この要綱。もちろん条例が使えれば、条例でやるんです。条例でやるということは、まず法による立てつけの法定建てかえ事業となりますので、まずそこは条例上は法定建てかえのもの、それ以外のものについて、今回のこの区のほうで建てかえ要綱と定めているものというふうに我々のほうは認識してございます。

それと、明け渡し請求でございます。先ほど——先ほど来というか、先週木曜日に、木村委員のほうから代表質問でいただいているとおり、この明け渡しの請求自体は、借地借家法に基づく明け渡し請求になります。その正当の事由の有無といったところが当然問われるというふうには認識してございますが、法定の裏づけは何かと求められましたらば、借地借家法上に求められている要件、それについて、建てかえの要綱で区の手続としては定めさせていただいているというふうに認識してございます。

○木村委員 じゃあ、そうしますと、実施要綱ですから、借地借家法に基づく実施要綱ですから、当然、明け渡し義務は課していないと、課せないというふうに解釈していいわけですね。要するに、区が借地借家法に基づいて明け渡し請求は百歩譲ってできるとしましょう。明け渡し請求はしても、明け渡し義務を課することはできないと。だって、法律でできないと言っていることをね、要綱でできるというふうにしちゃうこと、おかしいでしょう。あり得ないでしょう。居住者の人権はどうなんだと。借地借家法で、それ、やること

はできたとしても、これは義務じゃないと、お願いだということじゃありませんか。

○はやお委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後4時15分休憩

午後4時31分再開

○はやお委員長 それでは、休憩前に続きまして、再開させていただきます。

それでは、答弁のほうからお願いいたします。

○加藤住宅課長 うちの——うちというか、区の建てかえに関しましての要綱につきましては、先ほど明け渡しのところで木村委員のほうからご指摘をいただいたところでございますが、区のほうとしましては、借地借家法上に基づく明け渡し請求のほうをさせていただくというふうを考えさせていただいているところでございます。

○はやお委員長 この法定建てかえ、そして区の立場としては、任意建てかえということで、借地借家法に従って対応すると。それで、6カ月前予告をしながら、そしてまた法定建てかえと同様な仮住宅、そしてまた、もとに戻ってもらうような諸条件での対応をするから、その中で、お住まいの方にご理解いただくという流れでやっておりますよと。でも、34年であるというところについての一つの基準バーとしてはあるよねと。でも、そういうところに対応していきたいと。それ以上に、1棟建てかえの中でのメリットがあるんだということで、今進めてきたということだよ。

では、まあ、ここについては、法的な話もありますから、ちょっとこのところは、申しわけない、正副で預らせていただいて、ほかに、このちょっと議案を整理するに当たって、何か質疑がありましたらお願いしたいと思います。

木村委員。

○木村委員 すみません。じゃあ、正副委員長、よろしくお願ひしたいと思います。（発言する者あり）

一つ、やはりこの議案を判断する上で、今の借地借家法に基づいて明け渡し請求を行うと。やっぱり任意建てかえの場合は居住者の合意というのが、これは法定であろうが、任意であろうが、居住者の合意というのが非常に大事になってくると思うんですね。そういった意味で、意向調査がどうなっているのかというのが非常に知りたいところなんです。今どういう状況で、全体の集約がいつごろになるのかということをお知らせいただけますか。

○加藤住宅課長 意向調査につきましては、先週の末、2月28日を締め切りにさせていただきましてご回答いただいているところでございます。46世帯、四番町住宅のほうで14世帯、アパートのほうで32世帯、きょう現在、封筒で届きましたものも含めて、トータルで39回答がございました。住宅のほうは12世帯分、アパートのほうは27世帯分ということで、合計39、率としますと85%となっております。

回答いただいていない7件につきましては、ちょっとこれから詳細のほうをお尋ねさせていただくようになろうかと思ひます。

回答のほうにつきましては、麴町住宅のほうに移転をしたいというふうにご回答いただいた方は、合計23世帯でございます。ほかの公的な住宅のほうに移りたいというふうにご回答いただいたのは4世帯です。

その他のほうにご記載いただいたのは7世帯なんですけど、その中で、反対という直接的

に意向を示した方は4世帯いらっしゃいます。

3番のほうに書いていただきながら、その他のほうには何も書いていただけない方もいらっしゃるので、ちょっとそこは個別に当たってみて、聞かなければならないかなというふうに思っています。

それから、三択の中で何も書いていない方が、また別に3名いらっしゃいます。その方々も、先ほどと同様に、ちょっとそこらについては、意向が本当にどういうことなのかといったところは、確認をさせていただきながら、速やかに明らかにさせていただきたいとは考えてございます。

以上です。

○木村委員 じゃあ、それも含めて……

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 はい。じゃあ。

まだ回答のない世帯、それから、その他のところでの、より詳細な意向というのを急いで把握していただくということによろしいですか。

○加藤住宅課長 はい。

○はやお委員長 その辺のところも含めてね……。

あ、じゃあ、答弁していただいて。はい。

○加藤住宅課長 ご指摘どおり、速やかに回答のほうをいただければというふうに動きたいと思います。

○はやお委員長 で、結局は、意向のほうの詳細な、そしてまた、一番移転したくないという、そういうお住まいの方もいらっしゃるんで、その辺のところもはっきりした形で、またこの議案のところになると、スケジュールとも関係してくることなので、また委員会としていろいろ判断をしていかなくちゃいけないと思いますが、今の意向調査の件、そしてまた、かなり厳しくはなりますけど、法定建てかえとか任意建てかえのことについての、もう一度、一つ、さらにブレイクダウンした形での見解の整理、そして今までのいろいろな諸計画のスケジュールと、金額がどのような差異になってきているか、何度も出してもらっています。けども、そのこのところの当初の流れからの計画からの違いについて、いま一度、資料要求がありましたから、そのこのところについては提出していただきたいと。

日テレ等々のことについて、どこまでできるかあれですけども、令和7年3月までの延長というところについてのご回答を含めて、状況が整理できれば、そのこのところで皆さんにご判断していただくと。

あと、メトロのことについては、ここはまたさまざまな場、つまり予特等々でもいろいろありますから、そこでした審議の結果を踏まえて、また常任のこちらのほうでの議案という形での審査にやらせていただくというのが一番いいのかな。

だから、諸般のそういう資料を整理していただきまして、総合的に判断していきたいと思しますので、きょうのところは、この4議案、後半の常任のところ、企画総務委員会のところで、再度、もう一度精査させていただいた資料と、いろいろな整理の中で判断させていただくというのでもよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、そのところについて、ちょっと正副でも積極的にさせて

いただいて、また情報提供できるようでありましたら、早目にさせていただく。かなり今回はタイトなスケジュールになっていますから、定例会のほうが、またそのところでやっていきたいと思います。

じゃあ、繰り返しになりますけれども、議案第18号から21号のこの4議案につきましては、これ、継続ということで、次回の常任にまで継続するというところでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、議案第22号の財産（建物）の取得についての審査に入りたいと思います。それでは、執行機関からの説明を求めます。

○佐藤財産管理担当課長 それでは、議案第22号、財産（建物）の取得につきまして、政策経営部資料5に基づきましてご説明させていただきます。

まず、取得理由でございますけれども、旧区立外神田住宅につきましては、老朽化に伴い、耐震性に問題がございます。また、早期解体に向けて、区分所有者等の権利を区が取得するものでございます。

財産の種類は、不動産（建物）でございます。

財産の内容につきましては、旧区立外神田住宅の1階及び2階の区分所有部分ということで、所在地等は裏面のとおりでございます。

床面積につきましては、今回取得する床面積でございますけれども、522.14平米。全体が870.496平米でございますので、約60%の部分の取得になります。

取得予定価格が6億429万7,000円。

取得先につきましては、旧区立外神田住宅1階及び2階部分の区分所有者、18者のうちの11者の部分でございます。

今後の予定でございますけれども、現在、この11者の方々と仮契約を締結させていただいております。今回、ご議決をいただいた後に本契約を締結させていただき、移転登記をした後にお支払いという形になります。また、残りの区分所有者7名の方につきましても引き続き交渉を進め、来年度の手続完了を目指して進めているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、この議案につきまして、質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 いいの。なし。はい。

質疑はないので、終了させていただきます。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、省略させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいま出席者は全員です。

議案第22号、財産（建物）の取得についての賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 小林（た）委員、米田副委員長、木村委員、桜井委員、林委員、うがい委員、小枝委員、岩田委員。賛成全員です。よって、議案第22号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、2の報告事項に入ります。

環境まちづくり部、（1）東郷元帥記念公園の改修整備について、執行機関の報告を求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、東郷元帥記念公園改修工事について、環境まちづくり部資料4でご説明をさせていただきます。

この公園の改修工事につきましては、これまでご説明をさし上げておりますけども、今現在、工事は中断している状況でございます。来年度の予算計上も含めまして、今、現状がどうなっているか、事前に情報提供いただきたいという要望がございましたので、今回、まとめたものでございます。

まず、1番でございますが、これまでの経緯ということで、この工事自体は平成29年の10月20日に工事の着手をいたしました。その後、平成30年の2月に、基準を超える鉛が検出されたということで、東京都と協議を開始し、この公園全体の鉛の現状について、土壌調査をするようにという東京都の環境局の指示のもと、公園を閉鎖いたしました。全体の状況をまずは調査をしたというところでございます。この間、平成30年の7月5日には、その調査結果を踏まえまして、鉛が出ていない部分、開放しても問題ない部分につきまして、上段と中段の一部を一部開放させていただいたというところでございます。あ、すみません。平成31年3月25日に一部開放したというところでございます。その後、東郷元帥記念公園の整備検討協議会の中で、この土壌の処理の仕方、それから土壌の処理をしなくてはいけないところにある木の取り扱いについて、この協議会で議論をさせていただきました。一番近々で先月、2月13日に、第17回の協議会を開催いたしまして、この鉛の処理も含めまして、そこの樹木の取り扱いについても一定の取りまとめができましたので、今、現状としては、細かい公園の仕様については今後検討していきませんが、土壌の処理と樹木の取り扱いについては、一定の整理をしたというところでございます。

2番目の今後の進め方でございますが、この協議会で一定の樹木の取り扱いの整理ができましたので、今現在、東京都の環境局と、この樹木の周辺の土壌対策について、協議を開始しているところでございます。この計画を東京都の環境確保条例に基づく計画書の届け出を行った後、下段部、今、ストップしている工事を始めて、中断しております下段部のまずは土壌対策工事から着手したいなと考えてございます。それと並行しながら、公園の仕様について、協議会で引き続き議論をし、取りまとめの上で設計を見直しまして、今、現状では、第3回の定例会での契約変更の手続というのを目標としているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面に今後のスケジュールについて表にまとめたものでございます。

一番上の段の協議会の部分ですけども、第17回（2月13日）の協議会におきまして、樹木の取り扱いについて決定をしたと。その後、公園の仕様につきましては、3月に、もう一回協議会を開催する予定でございます。月1回ぐらいのペースで、3月、4月、5月と、3回の協議会の中で、全体の仕様の見直しについても、一定の整理をしていきたいな

と考えているところでございます。

今、現在、東京都の環境局と土壌の処理についての協議を進めているところでございますが、3月中には何とか工事が再開できるような状態まで協議を完了させたいなというふうに考えてございます。

下から2番目のところに、今、中段・上段の広場と下段の広場について、2段書きになってございますが、まずは東京都の協議が調った段階で、下段のところの工事、まずは土壌対策のほうから着手をしたいと考えてございます。

今の予定でございますが、3月中には何とか工事に着手できればいいなと。遅くとも4月の頭には工事を着手して、土壌対策と、それから広場全体の改修工事を約1年間と考えてございます。その後、下段ができ上がった段階で、ここは、下段の部分については全面開放して、中段・上段の部分、この工事を一気に進めるということで、ここも1年かけて、トータルで2年ですね、工事期間中の全体ができるまで2年ということで、今、見込んでいる状況でございます。

その次に、参考として、この間に九段小学校の生徒、それから近隣保育園に、それぞれアンケートをさせていただいております。東郷公園で、どういうもので遊びたいか、今後どういう公園にしてほしいのかといったところを聞き取り調査したものでございます。

まず、最初の九段小学校の児童につきましては、1年生から6年生まで、全学年・全生徒ということで、436名の回答をいただきました。それぞれ、右側のほうに、その結果が書いてございますが、まず左側のほうが低学年ということで、241名の回答、それから右側が高学年で、195名の回答をいただきました。多かったのは、どちらも遊具で遊びたいのが1番でございますが、その次には、遊具や球技以外の遊びがしたいということが2番目ということでございます。それぞれ、この中身につきましては、遊具については、ブランコや滑り台などの遊具で遊びたい、それから、遊具や球技以外の遊びについては、「おにごっこやかくれんぼなどの遊具や球技以外の遊びがしたい」というのが多い意見でございました。

その下に、近隣保育園の子どもたちに、先生にお願いしてちょっと回答いただいたものが、その下の四角囲み、左側の四角囲みでございますが、ここについては5園中3園の園から回答をいただいて、これは麴町保育園と四番町保育園、それからポピンズナーサリースクール一番町の、この3園でございます。それぞれ、遊具に関しては、九段小学校と同じような意見をいただいていると。それから、おにごっこやかくれんぼなど、遊具や球技以外の遊びがしたいということも2番目ということでございました。

それから、右側のほうには、自由意見ということで、保育園の先生が保護者の方からもいただいたということで、こちらは早く公園を開放してほしいという意見がございました。

裏面を見ていただきたいんですが、裏面には、近隣保育園の保護者の方からいただいたアンケートでございます。こちらは昨年の12月に116名の回答をいただきましたが、それぞれ、右側のほうに、自由意見の中で、それぞれどんな公園にしたいかということについては、一番多かったのが遊具に関する事、それから2番目が公園施設に関する事ということで、それぞれの項目ごとに、下に主な意見を書いてございますが、遊具に関する事については、ターザンロープやブランコ、滑り台、鉄棒等が欲しい、それから、公園施設に関するところでは、入り口に飛び出し防止ゲート、それからネットフェンスの設

置、これは遊具で遊びたいという意見だと思います。それから、乳幼児と小学生のエリアを分けてほしい、ボール遊びのできる場所を確保してほしい、広場機能の充実等といったところが主な意見でございました。

こういったご意見も協議会で共有しながら、施設について、18回目以降の協議会の中で共有しながら詳細を決めていきたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑、質問を受けます。

○林委員 正副委員長のほうで、その他でやった東郷元帥記念公園のを取りまとめていただいて、ありがとうございました。

まず、一つ確認ですけれども、第3回定例会で、昨年、私が本会議で言った、要は2段階の工事になったと。下段やってから中段やって、上段やるというのを2回に、ブロックに分けるというのに変更したというのが主な進捗、工期短縮でというので、理解でよろしいですか。

○谷田部道路公園課長 最初、3段階方式でやっていましたが、それを少しでも短縮するために、2段階方式にしまして、約6カ月間の工期短縮を図っているところでございます。

○林委員 わかりました。ありがとうございました。

できるだけ早くというのが来たんで、続いて、このアンケート、子どもたちにとった。この位置づけというのはどのようなものなんでしょうか。

○谷田部道路公園課長 協議会の中で、今回、鉛が出たということで、工事を一時中止をしまして、この扱いについて検討していこうと。これは樹木を切らないでほしいという陳情もございましたので、しかも、その中には全く聞いていなかったという方もいらっしゃったということもあって、この機会を一つの機会と捉えまして、少しでも皆さんが納得のいく公園にしていこうということで、その中で、改めてこの仕様についても1回きちんと整理しましょうという形になっていますので、その中で、ちょっと以前から聞き取り調査が不足していた部分、子どもたちのアンケートというところで実施をさせていただいて、こういった意見も協議会で協議しながらというふうに考えているところでございます。

○林委員 アンケートの位置づけですが、それでは、これは協議会がつくったアンケートなんですか。それとも「千代田区参画・協働ガイドライン」で、ここに基づいて執行機関が行ったアンケートなんですか。

○谷田部道路公園課長 このアンケートに関しましては、実施したのは区でございます。

○林委員 はい。

いいですか。そうしますと、事務事業概要の123ページにも書いてありますけれども、近隣住民や関係機関との合意を図って、要はさまざまな意見を聞いていくと。参画と協働のガイドラインのところでも、協議会形式もあるよねと、意向調査もあるよねと、さまざまな手段を用いて行政が判断する材料の一つとして、このアンケートをしたのか、どちらなんでしょう。

○谷田部道路公園課長 一つは、協議会でも、そういったいろんな意見も聞いて、今後、この仕様についても改めて検討していこうということの意思統一がございました。その中で、いろんな方の意見も聞く一つの手段として、これまでちょっと欠けていた部分につい

ては、行政として判断をして、アンケートをとったと。これについては、協議会のほうにも了解をいただいたということでございます。

○林委員 行政の判断材料の一つとしてのアンケートなのか、協議会の判断材料の一つなのか、そこを確認したいんですね。そうしないと次の議論に展開できないので。執行権のある行政がさまざまな意見を聞いていくと。議会側には陳情という手段しかなかったので、陳情の審査をした際に、これは子どもたちの意見も聞いたほうがいいんじゃないかねと、執行機関に申し入れたわけなんです。で、どうなんだと。そのところを要は手段のアンケートでは、道路公園課気付だったように記憶しているんですね、このアンケート。私も保護者の一人として、アンケートのほうをいただきました。判断するのは協議会なんですか。行政の執行機関なんですか。どちらがこのアンケートを受け入れる土壌になっているのかというのを確認をしないといけないので、そこを、何か答弁を聞いているとあやふやなんです、判断材料の一つとしてはいいですよ、協議会の方の。

○谷田部道路公園課長 あくまでも、これ、調査をしたのは区でございますが、この結果については、協議会で協議するという事になってございますので、これ自体の受けとめをどうするかということについては、協議会で受けとめるということになろうかと思えます。

○林委員 そうしますと、行政は、この意見に基づいた形で判断しないで、協議会の場で判断をすると。ここ大事なところなので、これまでの陳情の経緯も含めて、これまでのいろんな試行錯誤のを含めて、どういう位置づけをしていくのかと。陳情審査は何だったんだという話にもなってきますから、もう一度改めて聞きますけれども、協議会の方の判断材料なんですか。執行機関の執行権としての判断材料だったのか。どちらなのか、もう一度明確に答えていただきたい。

○はやお委員長 はい。ちょっと休憩します。

午後4時56分休憩

午後4時58分再開

○はやお委員長 はい。再開します。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 先ほどご質問がございました林委員の、この協議会のあり方でございますが、これまでも、いろいろな意見も聞きながら、協議会として一定の取りまとめをしてきたというところで、これについては今後も同じような形で進めていくんですが、最終的な判断については、区が責任を持って判断をするというふうに考えてございます。

○はやお委員長 林委員。

○林委員 そうですよ。そうすると、3段階方式の工事を2段階にしたのも、区が判断して、短いほうがよかろうと。半年でも、一日でも早く、工期の短縮したほうがいいたろうという形は、考えをまとめた上で、協議会の方にもご了承をいただいたと。そういう進め方ですよ。3段階の協議会で決めたのを覆すというか、工期短縮のためには、これでやっていきましょうよと原案を出して変えたという形で。

ここは確認した上で、それでは、この協議会の議論とは別に、アンケートのところに絞った形で確認したいんですけども、ごもっともな意見で、本会議でも言った早期の全面開放って、これ、誰しもが願っていると。先ほどの児童遊園のところもあったんですけど、



このコロナ騒動があったと。児童館は潰れてしまう、要は室内は遊びが保護者としてできないけれども、外だったら、まだ遊べるだろうとあって、全然違うわけですよ。全天候型の外遊びというのと、戸外活動というのと、中で、室内の中でやるというのは全く違うので、ここは早くやろうというのを一致して2段階になったという形なんですけど。

もう一点ね、すごく気になるのが、自分も、私自身も受けた、資料のところの1枚目の裏のところですかね。下段部と書いてあるところなんです。ここのちょうど下側の、何と言ったらいいのか、形の形状で、昔の九段小学校のプールがあった場所、ここがウッドデッキになっているというのを、この工事が、鉛が出たので、いろんな近所の方や子どもたちが発見したと。これ、随分でかいウッドデッキになってしまうんですねという問い合わせを随分いただいたんですね。あわせた形でアンケートを見ると、ボール遊びのできる場所を確保してほしいとか、広場機能をもっと広げてほしいとか、要は広いスペースを、屋外で走り回れる場所を確保してほしいというのと、私が聞いていたのとほぼ一致するんですけど、このウッドデッキというのは、協議会の中でこれまで議論されたんですけど、ここまで広いウッドデッキがなぜ必要なのかという必要性はどのように話し合われたのか、ご説明ください。

○谷田部道路公園課長 ちょっと詳しいそのときの議論の、今、資料がないのであれなんですけど、ここのウッドデッキについては、聞いているところによりますと、朝のラジオ体操、そのときに、そういったちょっと高台みたいなところであって、しかも雨が降ったときにでもできるように屋根がついたところ、一定のスペースを確保してほしいというところから、こういうような案にまとまってきたというふうに聞いてございます。

○林委員 いや、ラジオ体操の関係の方には、雨が降ってもできるように屋根をつけてもらいたいとか、地面が土だと水たまりができるので、ある程度の場所は確保してほしいというのは私自身も聞いているんですけど、ここまで広いウッドデッキを、せっかくプールがなくなって広いスペースができるわけですけど、下段部分に、これがここまで広いものが必要だという議論に到達した理由を聞きたいんですよ。アンケートを聞くと、広場機能とか、ボール遊びですよ、実際、子どもたちの。ネットフェンスをつくってもらいたいとか。かなりこう、広いウッドデッキのスペースで、東郷公園にも張ってあるのも、じっと子どもたちが見ると、随分大きなところになってしまうんですねというので、区として、例えば九段下広場でいいんですけど、そこの住友銀行の。

○谷田部道路公園課長 はい。

○林委員 あそこで、ウッドデッキというのは、遊びの空間として有効な場所なんだと。鬼ごっこができる、走り回れて、転んでも危険性がないとか、何かエビデンス的なものがあるんですとか、強いニーズが、ここまで広いものがあるとか、そういったものがあるんですけど、説明をしていただきたいんです。

○谷田部道路公園課長 ちょっと詳しいその辺の経過みたいな、ちょっと手元にないものであれなんですけど、ちょっと聞いているところは、ここの段差の解消というか、東郷坂の通りですかね、これに面したところに、上段から下段まで行くスロープがついているんですけども、そこにくつつくような形で、このデッキがあって、これもバリアフリーの関係から、一連のこのスロープのところから中に入って、下までおりれるようなスロープができ上がっているというので、ちょっと大き目になっているような感じかなというふうに考

えていますけど。

○林委員 いや、スロープがあるのは、計画図でも確認してきましたし、結局、鉛が出て、立ちどまって考えましょうねという形に、区でも、協議会でも、近隣の中でもなったので、アンケート調査をしたわけですよ。この図面を見た結果、完成図ですよ、広場機能の充実やネットフェンス、ボール遊びしても大丈夫なようにしてもらいたいとか、こういう意見が出たと。ここを総合調整していけば、よりいいものになるのではないのかなという素朴な疑問なんです。ここまで広いウッドデッキが、必要性があるんでしたら、どうしても坂道でここまで広いウッドデッキが、必要性があるんだしたら、それが理屈になるんでしょうけれども、まあ、毎日のように見ていると、プールの幅ぐらいの幅広のウッドデッキというのは、本当に必要なのかどうかというのが、ちょっと違和感を感じますし、アンケートの中でも来た。で、アンケートをお配りになられた結果、さまざまな区民、まあ、子どもも含めてですね、話を聞いていくと、もっと、せっかく広くなるんだしたら、広場の土の全面的なものをやってもらえると嬉しいなというのが、このアンケートにもなっているんだと思うんですけども、ここはもう修正不可能なんでしょうか。

○谷田部道路公園課長 決してこの計画どおり進めるということで今やっているわけではございませんので、当然、こういった意見も聞きながら、どういう公園が一番よいのかについては、今後検討していく必要があろうかと思えます。

このウッドデッキの、先ほどちょっと申しましたけども、バリアフリーの観点から、東郷坂の道沿いにあるスロープのところから、途中、このウッドデッキがあるんですけども、そこに入って、下段の広場までスロープでということで、少し大きくなっているような状況かなと思います。ここも含めて、そういった今回のアンケートも含めて、それも一つの皆さんが要望しているものの一つであろうかと思えますので、そこも含めての議論になるかというふうに思っています。

○林委員 わかりました。どういうところで、せっかくアンケートをとられて、よりいいものをね、誰にとってかというと、先ほど児童遊園のとき確認したとおり、全員の区民の方とか、子育て世代の方、子どもたちですよ。いい公園にしていくというのであれば、修正ができるのであれば、ここはもう少し丁寧な形で、焦点を当てた形で、協議会の方にも、ウッドデッキ、ここまでの広さ、必要あるのかどうかを含めて、確認をしていただければと思うんですよ。協議会方式をここまでとってしまった、17回を数えて、積み重ねて、いいものを、よりいいものをつくっていきましょう。工期のほうも、3段階だったのを2段階に修正したと。だんだん、だんだん、こう、行政もどこまで聞いていいのかというのは、レベル感あると思いますよ。あらゆることを聞いて、ここもやれ、あれもやれという意見は聞けないと思うんですけども、より多い意見の方のところにフォーカスを当てて、ここから3回、3月、4月、5月って、協議会やられていくんでしたら、このウッドデッキをターゲットにした形で、本当にここまでの広さが必要なのか、実際、もっと広い広場機能、土の全面的な、狭い校庭や園庭の、お子さんたちがいらっしゃるんですから、ちょっとここは修正できませんかねという形のターゲットの議論が進めれるかどうかを最後に確認して、時間も時間なので、終わりたいと思うんですけども。

○谷田部道路公園課長 先ほどお話しいただきましたウッドデッキにつきましても、今、林委員のほうからご指摘いただきましたとおり、これも一つの大きなテーマとして、協議

会のほうに、こういう意見が出ているということも共有しながら、よりいいものにと  
いうことで、検討を進めていきたいなというふうに考えてございます。

○はやお委員長 はい。じゃあ、よろしく。

とにかく、手短かに言いますけれども、こここのところ、これだけ長くなってしまっ  
ている。あと、ここだけの単発の事業ではなくて、四番町全体のスケジュールもおく  
れている状況だけに、地域の人たち、非常に関心事になっているので、早急にこの  
対応については進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。

はい。次、行きます。はい。次、環境まちづくり部、（２）都市再生駐車施設配  
置計画の策定検討状況について、執行機関からの報告を求めます。

○印出井計画推進担当課長 それでは、都市再生駐車施設配置計画の策定検討  
状況について、経緯を、ポイントを絞ってご説明したいと思っております。

駐車場の適正配置、附置義務については、神田地区、麹町地区、両地区を通じま  
して、議会からのさまざまな課題のご指摘を受けているところで、昨年  
の10月18日の本委員会で、全体を通じた今後の取り組みの考え方、それと、  
その中で都市再生駐車施設配置計画を実施していくよというのを12月2日  
の当委員会のほうで経過をご説明させていただきまして、この配置計画の  
策定がいよいよ見通しが立ってきたということで、きょうはご報告をさ  
せていただきたいというふうに思っています。

配置計画の概要につきましては、環境まちづくり部資料5-2というA3の折  
り込みのとおりでございます。内神田一丁目地区を一つのエリアとして、  
この図面に描いてあるような地域を対象エリアとして、おめぐりいた  
だきまして、要は左上にありますように、まちづくりの観点から、低層部  
にですね、駐車場や建物のエントランスではなくて、低層部に、にぎ  
わいの創出ができるような形でのまちづくりの観点から、駐車場を適  
正配置をしていくというところでございます。

左の下にありますように、この取り組みを実施する上で、都市再生特別措置  
法というよ、特別法に基づいた組織体をつくって、計画を策定していく  
というところで、右側につきましては、これまでもご説明をしたと  
おり、右上ですけれども、建物単位から街区単位で附置義務を適  
正配置していくというところでございます。

配置計画が策定されているということですが、このエリアの中で、事業  
者の視点からすれば、附置義務が対象とならなくなるとか、ある  
いは附置義務台数が減るとかというようなことがあると。まちづく  
りの観点からは、先ほど申し上げましたとおり、駐車場をつくる  
のではなくて、1階部分に、さまざまな収益性のある、あるいはに  
ぎわいの用途に活用できるというようなところでございます。

そして、じゃあ、具体的に何をどうするかということについては、最  
後のQ&Aに書いてありますけれども、Q&Aのポイントとしましては、  
下から二つ目でございますが、要はこれまで特定用途1,500平  
米、商業特定用途1,500平米で附置義務がかかってきたところ  
を2,200平米に引き上げると。それから、原単位につきま  
しても、商業特定用途、これまでは東京都条例では250平  
米に1台ということになっていたんですけども、それをプラス  
50緩和するという中で、このエリアにおける附置義務を緩和  
していきたいというところが計画の骨子でございます。

この計画の骨子につきまして、当該エリアの、まず、昨年  
の12月に、関係町会、美土

代町、内神田鎌倉町、司町一丁目町会、そちらの役員会でご説明をさせていただいた後に、ここにもございますように、説明会を2回開催をいたしました。説明会の開催に当たりましては、この当該地域における建物・土地の権利者、おおむね800権利者に対して、今ご説明したチラシを送付して、説明会を実施しますという形でとり行いまして、ここにあるような開催日の中で、延べ40名でお集まりをいただきました。

それで、本日、5-3で、当日の説明会における意見の概要が出ております。これにつきましては、計画内容については、やはり荷さばき、そういったものの路上駐車が散見されるよというようなところですけども、それについては、我々のほうとしましても、一般車については、かなり需給バランスが供給過多になっているところではあるんだけど、荷さばきには課題があるので、今後、この緩和や隔地、要は附置義務駐車場を別のところに飛ばす中で、地域整備の協力金をいただくような仕組みを構築して、荷さばき、そういったものの適正配置に資するような取り組みをしていきたいというような答え方になっているというところでございます。

それから、この5-3の裏面に行ってくださいまして、幾つか、パーキングメーターの設置について、それから、2番目、本制度は大規模開発を主眼としているのかというところに対しては、どちらかというところ、中規模、小規模の建物に駐車場をつくらなくて済むことによる1階部分のにぎわい、まあ、収益性の高い床を確保することによって、中規模、小規模の建築を、機能更新や共同化を促すという趣旨ですよというようなお答えをさせていただいているところでございます。

それから、計画策定手続に関することということで、(3)にございますけれども、パブリックコメントということでしたが、これまで1枚目の5-1で書いてございますように、この計画を検討する中で、町会長、商店会の会長さんら、地域・学識経験者も踏まえた研究会を開催するとともに、今般、全地権者にこの資料を送付して、説明会をしたということにかえるという形で、パブリックコメントは実施しませんけれども、その、今回の説明会の中で、ここで議論されたこと、あるいは指摘されたことがまさにパブリックコメントなんだから、しっかりと対応の方向性を整理して公開するよというようなご指摘がありましたんで、今般この意見概要と対応の方向性、並びに、今回、緩和についての一定の方針を出す、あるいは地域整備協力金等についての一定の方針を出す、データも、あわせて明3月3日を目途に、ホームページで公開させていただくということ考えているところでございます。

5-1にお戻りいただきまして、先ほど2番については、地域も含めた検討体制としての研究会、それから、今後のスケジュールとしては、作成部会という形で、行政、国交省、内閣府、東京都都市整備局等々が入る部会のところで決定するという立てつけになっておりますので、3月の下旬に開催して、決定できればと。で、4月から計画を施行してまいりたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。お疲れさまでした。

それでは、ただいまの報告につきまして、質疑、質問を受けます。いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 1点、すみません。パブリックコメントをしないということなんですけれど

も、それから、質疑応答、期間が短過ぎるという意見も出ていますね。私はこの計画の詳細、まあ、概要はわかりますが、その生活感のある方々が何か修正してもらいたいとか、意見を言いたいことがあるのなら、そういうことはやっぱり反映したほうがいいのかなど。ちょっと気になったので、なぜパブリックコメントをやらないのか、やっても変わらないということもありますが、やることによって論点を明確化するということもあるんじゃないかと思うんですけど、なぜやらないんでしょうか。

○印出井計画推進担当課長 まず、こちらのほうの、5-3のことに書いてありますけれども、いわゆる今回のこの計画というのは、現行制度の緩和の仕組みを活用可能とするという、義務を強化するものではないということの中で、まちづくりの観点から先ほど申し上げましたように、地域のさまざまな町会、商店会を代表するような方々にもご参画いただきながら、準備会も含めると、足かけ2年ぐらい検討してきたと。それから、まさにこの地域、当該街区における全ての土地、建物の権利者に、この説明資料を送って、説明会を開催させていただいたと。それからあわせて、何かご意見があればという形で取り組んでまいりましたので、このあたりについては、エリア限定ということも含めて、参画・協働ガイドラインの範疇の中の取り組みかなというふうに思っております。

ただ、この説明会でもご指摘がありましたんですが、こういった意見に対する対応をしっかりと公開する。それから、この計画を策定する根拠となるデータを公開するというご指摘がありましたので、それらも踏まえて、明日以降、公開をさせていただく中で、計画の透明性を担保していきたいというふうに思っております。

○小枝委員 今回については、考えていることの概要は、都市再生を使うことはともかくとして、駐車場の合理的な合理化というところでは、まちの連続性というところで、恐らく誰も否定しないというふうに思うわけなので。ただ、こういう、町会で説明しというやり方だけで、要は、想像するところ、割と、こう、申しわけないけど、男性方ベースのそういう会議だけで物事を決めていくということが非常に生活者レベルの話を取りこぼしてしまう部分がある場合が間々あるので、今後ということがあるかどうかわかりませんが、ちょっとこの、もう少し、何だろう、ボトムアップ的な議論のやり方をしていくことによって、大きな方向性はいい。しかし、全体のまちの生活感を引き出していくような議論の仕方をぜひお願いしたいなというふうに思います。これについて、どうということは今言うほどの根拠はないので。はい。すごく、その辺の、すみません、イメージが、何かこう、男性だけの会議でまた決めているんじゃないかなと、ごめんなさいね、思ってしまったので。すみません。

○印出井計画推進担当課長 まさに、研究会、協議会だけでということじゃなくて、今回、全ての、このエリアの地権者さん等に、このご案内を送った。で、集まった40名の方々、私は多分知っている顔が多いのかなと思いましたが、正直言って、（発言する者あり）知っている方の参加はなかったです。皆さん、だからそういう意味で言うと、そもそもこの駐車場の適正配置って何だろうとか、あるいは規制がきつくなるのかなというような形で、この会議に来られたのかなというふうに思っております。そういう意味で、1時間ぐらい丁寧に説明する中で、大方ご理解を賜ったということもありましたし、実は説明会には、多くの女性の方も参加をいただきまして、まちづくりの観点からということにつきましては、示唆に富むご意見もいただきました。小枝委員のおっしゃること、ごもっとも

かと思しますので、今後、これはある意味一つの先鞭をつけて、どうやってほかの神田地域、麴町地域に取り組んでいけるかというようなチャレンジになりますので、ご意見も含めて、今後は展開をしていきたいというふうに思います。

○はやお委員長 うがい委員。

○うがい委員 すみません。これは、質問というかわからないことへの質問みたいになっちゃうんですが、一部。新築や規制緩和の条例の、誘導するための緩和だと思うんですけども、既設の駐車場とかにも適用されたりだとか、もちろんそこを改築するだとかリフォームするとなると、別の条例に係る可能性はありますけれども、（発言する者あり）それは可能なんでしょうか。

○印出井計画推進担当課長 この仕組みは、既設の駐車場にも、付置義務を超えて、もし駐車場が設置されて、で、それが不要ないということであれば、転用が可能になります。ただし、転用した瞬間、容積にカウントされてしまいますので、容積を使い切っているとすると、例えば防災備蓄関係だとか駐車場だとか、容積にカウントしない使い方が可能ですけれども、そのほかにはなかなか使えないというようなところでございます。

○はやお委員長 はい。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 じゃあ、この報告については終了いたします。

次に、政策経営部報告事項（1）令和2年度組織整備案について、執行機関からの報告を求めます。

○亀割企画課長 政策経営部資料6に基づきまして、平成2年度の組織整備案についてご報告申し上げます。

今回の組織改正につきましては、部の新設ですとか、（発言する者あり）あ、すみません。訂正させてください。令和2年度の組織整備案についてご報告申し上げます。

今回の組織の改正につきましては、部の新設、廃止などの変更、いわゆる条例改正を伴わない変更となっておりますので、報告という形をとらせていただいております。

お手元の資料6は、組織の主な整備内容、理由となっております。

で、1枚おめくりいただきますと、別紙資料は、今年度と来年度の組織の新旧対照表となっております。両方あわせてごらんください。

今回の組織整備につきましては、来年度の予算に対して、円滑な執行が図れるように、予算人員とともに、一体査定を行ったものです。特に、ちよだみらいプロジェクトの見直しに伴う、来年度からの取り組みを推進し、そこに掲げる豊かな地域社会の実現に向けて、引き続き社会状況の変化に則した課題解決型の組織とし、もって事業部内の組織体制の重点化、適正化を意識し、効果的、効率的な執行体制を目指して、整備いたしました。

今回の変更は、子ども部を除く4部において、執行体制の見直しを行ってございます。新旧対照表の太字が変更点になります。

まず、保健福祉部についてですが、1点目が障害者の高齢化や8050問題などの保健福祉全般の課題に対応するため、福祉政策担当課長を新たに設置することといたします。

2点目は、受動喫煙防止の指導、勧告ですとか、民泊指導へ対応するために、民泊指導課を廃止しまして、生活衛生課とともに効率的な執行体制を図るために、民泊・受動喫煙対策担当課長を設置することといたします。

次に、地域振興部です。

1点目は、マイナンバーカードの普及と活用策の検討。総合窓口及び出張所サービスの提供体制の強化を図るために、戸籍住民サービス担当部長を設置することといたします。

2点目は、指定文化財台帳や収蔵資料の整備、文化財の保存や活用に関する基本方針やその推進体制強化を図るために、文化財担当課長を設置することといたします。

次に、環境まちづくり部です。

都市マスタープランや景観まちづくり計画、緑の基本計画など、総合的かつ円滑に策定を進めていくことを目的とし、まちづくり計画部門を担う計画担当部長を設置することといたします。これにより、既設のまちづくり担当部長は、この計画部門の部長と連携をしまして、まちづくりの推進部門として体制強化を図るものです。

最後に政策経営部についてです。

新たな課題や突発的な事故及び複数部にかかわる事項などを所管しておりましたが、各事業部において体制の整備等を図ることなどにより役割が終了したため、特命担当部長を廃止いたします。

以上の変更によりまして、ポスト数は、部長が1減2増、課長が1減3増、トータルで、部長ポストが1増、課長ポストが2増となっております。

報告は以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、質疑、質問を受けます。

○林委員 報告事項なんて、確認だけさせてください。3点あります。

一つが、政策経営部の特命担当部長で、理由を見ている、コロナウイルスなんて、まさしくこういう案件なのかなと思うんですけども、廃止をする理由、どんな組織体として強くなられたのかというのを説明していただきたいのが一つ。

もう一点が、午前中の議論でもやった、公園や児童遊園の、要は子どもマターの仕様にしていくときに、主な所管部となる担当部、担当課というのを、この中でどれかというのをしめしていただきたいのが二つ目。

三つ目が、国でもいろいろ問題になっているんですけども、定年制について。この新たな令和2年度の組織体制で、定年延長してまで、余人をもってかえがたいという部署があるんでしたら、ご説明を下さい。

○はやお委員長 ないだろう。違うか。（発言する者あり）

企画課長。

○亀割企画課長 1点目のご質問でございます。政策――何でしたっけ。

○林委員 特命担当。

○亀割企画課長 あ、特命担当部長でございますが、こちらのほうは、政策研究所ですとか、これから団塊の世代の管理職がどんどん退職していくよというところで、ノウハウを継承しようというところで政策研究所という大きな課題があったり、今ご質問いただきました突発的な事故に対応するということをつくってききましたが、その政策研究所という部分は、年数をかけて検討してきましたが、人材育成が大切だよ、組織体制を整備することが大切だよと、さまざまな議論をしてまいりました。

それで、現在の状況を申し上げますと、退職しても、再任用で3年、5年――3年ぐら

いですか、残るといふところもございまして、当面この政策研究所ということを進めていくということの考え方を一旦保留しておきまして、今現在は、この8050問題もそうですし、ICT技術を使った事務の進め方なんかもそうですし、突発的な事故に関しては、対策本部会議でもって、主たる所管部が中心となって進めていくというような体制がかなりとれてきたといふところもありまして、廃止という形にさせていただいております。

○林委員 安全なの。

○亀割企画課長 それから、2件目のご質問の、児童遊園等、先ほど議論がありましたこの児童遊園をどこが進めていくのかと。これは、区政を進めていく上で大きな課題になっておりますが、その部分は、具体的な進め方としましては、みらいプロジェクトに掲げたお題で、これに対して進めていく課題があります。これが、子ども部が先ほどのみらいプロジェクトに掲げたのは子ども部の施策の部分ですので、例えば子ども部が庁内で組織目標管理という課題の進め方というものを庁内でやっておりますので、そこに事項を挙げたときに、関連部としてかかわる部分を全部整理するんですね。そこを整理しまして、主たる所管部を定めて、そこを中心に関連部と調整しながら、年度の頭にスケジュールを設定して、どんなふうに進めていって、年度末にはこんな姿になるんだねということ年度頭に整理して、四半期ごとに進捗管理をしていくという制度はありますので、こちらをもって進めていきます。

したがいまして、その組織でもってこの案件はどこがやるということが、児童遊園の場合には今のところ決定はしておらずに、もし先ほどの議論を踏まえて課題として整理していくのであれば、このような形で来年度組織目標で進めていくのかなと考えております。

それから、退職管理は、すみません、私じゃないですか……

○吉村行政管理担当部長 委員長、行政管理担当部長。

○はやお委員長 担当部長。

○吉村行政管理担当部長 今、3点目のご質問がありました、定年、国で検事長の問題があったかと思えますけれども、そういったのがあるのかないのかというのは、今のところ全く白紙の状態ということで……

○林委員 じゃあ、あるんだ。

○吉村行政管理担当部長 仮定のところでは、なかなか私のほうも答えづらいというところでございます。

ただ、さまざまな課題につきましては、今、課長のほうからも説明がありましたけれども、そういう課題に対応するための組織にはなっているということでございます。

○はやお委員長 はい。いいですか。

○林委員 はい。

○はやお委員長 まあ、××××××みたいな話にならないように、よろしく願います。後ろの。はい。

ほかにござい——いいですね。じゃあ、こちらの組織整備案につきましては報告は終了いたします。

続きまして、政策経営部（2）口腔ケアや感染症予防の啓発・情報発信等に係る連携協定について、執行機関からの報告を求めます。

○林広報広聴課長 はい。恐れ入ります。では、私のほうから、政策経営部資料7をもと



に、区内事業者との連携協定についてご説明させていただきます。

内容は、口腔ケアやインフルエンザなど、それから、これから夏に向けての虫感染症、その他健康に関するもろもろの事業に関する啓発・情報発信等の強化に関する連携協定でございます。

相手先の事業者名は、下段でございます、神田司町にあるアース製薬株式会社でございます。

取扱製品は、口腔ケア用品として、口に含んで、くちゅくちゅして、口の中を洗う液。（発言する者あり）及び、避難所等で使う液体歯磨き。また、入れ歯を洗う薬。ちょっと、商品名を言うと簡単なんですけれども、（発言する者あり）想像していただければと思います。

熱中症予防用品としては、傘下の白元アース、ここは傘下の会社なんですけれども、首や手首に巻いて使う保冷剤。また、虫感染症予防用品としては、虫よけスプレーや殺虫剤。薬用消毒石鹸としては、まさに今回のコロナウイルスに関する手洗い用洗剤等ですね。それから、血行促進用品としては、こちら、傘下にバスクリン株式会社を持っているんですけれども、そちらに関する入浴剤。また、肥料や殺虫剤などの園芸用品、また鼠対策用品などでございます。

経緯を真ん中ほどに記してございます。最初に先方からお話をいただいたのが10月4日なんですけれども、先方から――こちらはもともと千代田小学校ですとかの出張授業ですとか、また、地域の一斉清掃などに貢献いただいていた会社なんですけれども、改めて会社の方針として、このCSR、地域貢献活動を推進していく上で、まずは地元の自治体に貢献したいということで、連携協定を結ばせてもらえないかという話をいただきました。それに当たって、そうはいつでも、千代田区のこの、千代田区役所として、先ほど挙げたような商品、製品をもとに、またこういった会社の姿勢に対して受け入れる余地はあるのかということで、庁内でこういったニーズがあるのかをアンケート協力の依頼をしたのが11月。そして、12月にその結果が第1回としてまとめまして、その結果、その3番にあります、各部から全ての部を通して51件の具体的な連携、想定される連携案が上がってまいりました。で、主にその半数以上が啓発ですとか情報発信に関するものだったというものです。

ただ、区として、ありがたい提案なんですけれども、区内にはほかにもこういった、千代田区のために、健康増進のために貢献してくれる企業さんも今後あろうかと。また、現状もあろうかということで、その協定書を結ぶ際には、ほかの企業さんにもこの協定内で同じものを結ばせてもらってもよいかということは、裏ページの4番で確認をさせていただきました。

また、今回、情報発信とか啓発というものの強化ということで、広報広聴課のほうで、先方からいただいたのも、先方の窓口も広報課なんですけれども、そういった事務的なものを実施しているんですが、実際に協定を結んだとすれば、先ほどアンケートで上がってききました各課が主体となって事業を進めていくという形が望ましいんじゃないかというふうに考えてございます。

次に、51上がった事業の中から重立ったものを事例として、別紙1にまとめてございます。数点だけご説明しますと、例えば1番、2番が保育園の職員さんやその保護者に向

けたインフルエンザ感染症予防ですとか虫感染症予防への対策講座。3番、4番なんかのご高齢者に対しての健康に関する啓発。6番なんかが民泊事業での衛生管理などへの協力。7番が緊急医療救護所などでの人的、物的協力。8番が公衆浴場事業への協力。9番が、秋葉原のイベントなどに象徴される、歯と口の健康週間などへの協力。10番、11番なんか、イベント系の、夏場のデング熱、ジカ熱などの協力ですね。

で、裏面に入りまして、先方の会社は、社会福祉ですとかLGBTに積極的に取り組んでいらっしゃるということもあって、14番では国際平和のほうからこんな事業例が挙がってございます。すぐにはできないと思うんですが、16番、17番なんかは公衆トイレ。トイレ用の洗剤なんかもつくっていらっしゃるんで、そういったものへの協力や共同研究、また、20番では、先方からも挙がってきているんですけども、姉妹提携先が万一被災した際の援助などが、この事例の中では、すぐにできる。あるいは、区民にとってメリットがある事業なのかなというふうに感じてございます。

同時に、先方のほうからも、社内でこういったことが千代田区に貢献できるというのが、その下段、1番から4番まで挙がっておりまして、こういったものもすり合わせた上で、事業として成り立つんではないかということで協定を結ばせていただければという内容でございます。

説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について、質問を受けたいと思います。

○岩田委員 地元に貢献ということなんですけど、これ、もちろんただじゃないわけですよ。普通よりも何か安く提供してくれるとか、そういうことなんですか。

○林広報広聴課長 基本的には連携協定ですので、基本的には費用の発生しないものなのですが、スケールによっては買い取りが必要なものもあるかもしれません。その辺は協議によってということになりますが、基本的には費用が発生するものではありません。

○岩田委員 なるほど。ちなみに、今、区がほかの同業他社とこういう契約を交わしているものがこの中にあるとして、このアース製薬さんがやろうとしているものと同じような事業があるとして、そこでそれなりに金額が発生しているのであれば、このアース製薬さんと提携したら、非常に区としてもありがたいお話であると思いますが、そういうところはうまく、ここはアースさん、それ以外のところはよそ、みたいな、そういうようなことはできないんですかね。（発言する者あり）

○林広報広聴課長 それは、その都度協議しながら進めるというような内容になるかと思いますが。

○岩田委員 ふーん。なるほど。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 この、初めてのスタイルの協定だと思うんですけども、こういうお話があったので、庁内で協議をして、ここまで踏み込んだ。で、このような形の事業所との、災害があったときとか、日常のいろいろな地域行事での貢献を、まあ、歓迎するよという、これから第二弾、第三弾というのは出てくるんでしょうか。何かこう、いやいや、いいことではありまじょうが、唐突感がありまして、どんな施策体系の中に位置づけられた、何だっけという感じもして、どういう方向にこれから向かっていくのかを教えてください。

○林広報広聴課長 区としては、もちろんこちらはいいお話なんですけれども、例えば、そうですね、これとは別件ですけれども、帰宅、帰宅……

○はやお委員長 困難者。

○林広報広聴課長 帰宅困難者の受け入れについても、まず1社目ができて、2社目、3社目というふうにご協力いただく企業がふえてございます。それと同じように、ぜひこちらとしても、こういった活動に参加いただける企業、そういったもの、そういった企業さんには、ぜひこちらからもお声がけをして、参画していただくといいのが望ましい形ではないかと考えてございます。

○はやお委員長 はい。よろしいですか。

あ、はい。副委員長。

○米田副委員長 基本的にはいいことかなと思います。で、企業も、千代田区とこういう連携をしているということで、何らかの形でアピールできるのかなと思っています。

さっき課長がおっしゃっていたように、別のこういう事業体の方がお申し出であったら、連携する。これが、僕はもう、一番大事だなと、二つ、三つ持っているというのが一番いいかなと思っています。

あと、もう一つなんですけど、千代田小学校で出前授業をしている。また、千代田小学校の生徒がアース製薬さんに行くというのもあったと思うんですけど、この辺のところは答えられないですよ。向こうになるのかな。この辺は、そのまま継続できるんですかね。答えられないですか。

○林広報広聴課長 この小学校への出前授業というのは、先方の企業がこの協定を結んでいるわけではないんですけれども、全国で実施している企業の地域貢献のプログラムの一つでございます。ですから、千代田小学校が初めてそれを受け入れたわけではなくて、そのプログラムの一つを先方が提供してくれた形ということで、今後、ほかの小学校にも普及できる、非常に可能性のあるものでございます。

○はやお委員長 うがい委員。

○うがい委員 ほとんど言われてしまったんですけれども、ほかにもたくさん何か社名がいっぱい出てくるんですが、ちょっと置いておいて、私も名前が口腔ケアみたいな名前ですから。

○はやお委員長 手洗い、うがい。（発言する者あり）

○うがい委員 全然、薬とか子ども向けのものとか、そういうもの以外のCSRのあり方みたいなものも、この協定を結ぶことで、あ、参画できるかもとか、これで何か貢献できるかもみたいに広げていくというようなことも考えていらっしゃるのでしょうか、

○林広報広聴課長 先方は、千代田区の各課からの事業連携の例としては、先方の扱っている商品が非常に、どの家庭にもあるものなので、そういったものを、イベントや啓発事業の中で下さいというようなものが多かったんですけれども、先方からは、会社の社員をこの千代田区のもろもろの活動に参加させたい、あるいは社会福祉事業に、社会福祉に貢献したい、そういった希望が先方にはございます。ここには記しておりませんが、それが先方の企業姿勢ですので、そういったものもぜひ活用できればというふうに考えています。

○はやお委員長 うがい委員。

○うがい委員 すみません。質問の趣旨がうまく伝わっていませんでした。

今のも有益な答えだったんですけども、千代田区として、やっぱり今のような社員をかかわらせたいと思っている企業がたくさんあったとしたら、このことを先行事例に発信、広報されていくと思うんですけども、業種とかサービスとか、問わず、妨げずに、受け入れるというふうに広めていく、そういう企業を社員が絡んでくれるというふうなことを受け入れていく、いろんな業種、サービスというふうに広げていくことも視野に入れている、妨げないで視野に入れていくというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○吉村行政管理担当部長 今のご質問ですけども、業種ですとかサービスの内容で、一概にこの業種はだめとか、このサービスは対象になりませんということではなくて、先方の企業様がどういったことで区に対して貢献あるいは協力ができるのか。また、区のほうとしましても、そういった企業と連携することによって、どういう事業が展開できるのかというのが一つの判断材料になろうかと思えます。そういったことを、協定の、こちらからもお願いする場合もあるかもしれませんが、企業側からこういうことをしたいんだということでお申し出いただいた際に、それぞれ検討して決めていくというような形になろうかと思えます。

○うがい委員 はい。

○はやお委員長 岩田委員。

○岩田委員 先ほど、人を出してくれるというお話がありましたけど、イメージとしては、例えば市内の一斉清掃のときに、おそろいのはっぴか何か着て、こう、アース製薬というのをアピールしながら一緒に掃除してくれるとか、おそろいのはっぴでみこしを担いでくれるとか、テントを建ててくれるとか、そういうような人を出してくれる感じのイメージなんですか。

○はやお委員長 えっ。違うよね。

広報広聴課長。

○林広報広聴課長 はい。お答えします。

それはもちろん、先方からは参加したいというふうにおっしゃっていただいていますけども、各種講座への講師の派遣なども、先方が貢献——先方は製薬会社ですので、社員の半数ぐらいが、研究員、薬剤師だそうです。そういった意味で、啓発、情報というときに、いわゆる頭数ということではなくて、そういった専門員を派遣してくれるというふうにおっしゃっていただいています。

○はやお委員長 岩田委員。

○岩田委員 最後に。最後です。すみません。

ちょっと疑い深くなって、ちょっと申しわけないんですけど、提携した場合に、提携の協定を結んだ場合に、区が何か負担になることというのはあるのでしょうか。

○林広報広聴課長 現状は余り考えられないと思います。先方の、無料でなぜ貢献してくれるのかということだと思うんですけども、先方としては、この、会社の姿勢を世の中に打ち出せるというメリットと、それから協定を結ぶことで、いわゆる自社の社員への地域貢献へのモチベーション、いわゆる会社へのプライド、モチベーション、そういったものにつながるものが、会社が無償でCSRを行う一般的な事例ですので、そういったことだと思えます。（発言する者あり）

○はやお委員長 はい。じゃあ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、以上をもちまして、報告事項を終了いたします。

次に、3のその他に入ります。委員から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、執行機関から、何かありますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

以上をもちまして、企画総務委員会を終了させていただきます。長い間、どうもありがとうございました。

午後5時48分閉会